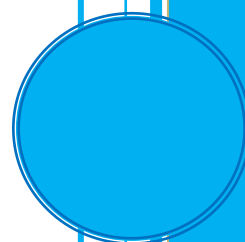


令和4年度 新富町長期総合計画 実施計画書

令和4年7月

新富町



～目 次～

第1節 暮らし・環境	3
Ⅰ. ライフラインの整備	3
Ⅱ. 暮らしの安全安心	5
Ⅲ. 基地周辺対策	9
Ⅳ. 生活環境	10
Ⅴ. 環境保全	12
第2節 健康・福祉	15
Ⅰ. 健康づくり	15
Ⅱ. 社会保障	17
Ⅲ. 高齢者福祉	19
Ⅳ. 社会福祉	22
Ⅴ. 子ども・子育て支援	24
Ⅵ. 権利擁護	27
第3節 教育・文化・人づくり	29
Ⅰ. 義務教育	29
Ⅱ. 青少年健全育成	31
Ⅲ. 生涯学習	32
Ⅳ. 文化芸術	32
Ⅴ. スポーツ	34
Ⅵ. 協働の推進	35
Ⅶ. 人権と多様性の尊重	36
第4節 産業・経済	39
Ⅰ. 農林水産業	39
Ⅱ. 商工業	42
Ⅲ. 雇用	44
Ⅳ. 観光	44
第5節 地方創生	47
Ⅰ. まちづくり	47
Ⅱ. ひとづくり	49
Ⅲ. しごとづくり	49
第6節 ビジョンを実行するための行政の取組	51
Ⅰ. 行財政運営	51

第1節 暮らし・環境

ビジョン

快適で安全安心な生活がおくれるまち

この分野では、日々の生活と直結することに関し、町民が常に快適で安全安心な生活がおくれるまちであるために、本町が取り組む本年度の施策について記載します。

I. ライフラインの整備

1- ライフラインの整備

《方向性》

日常生活をおくるうえで、交通機関や飲料水の供給は必要不可欠なものです。町民が快適な生活をおくるためには、交通機関の利便性を向上させることはとても重要なことであると考えます。

そのため、通勤・通学・通院・買い物等の移動がスムーズに行えるための道路整備、公共交通の利用環境を充実させるための取組を進めます。

また、行政機関において提供を行っている飲料水についても、災害時等どのような状況下で安定した水の供給を行うため、常に愛的な維持改善に努めます。

(1) 幹線道路の整備

国道10号三納代地区事業推進について、国や関係機関に積極的に要望を行います。	都市建設課
県道44号宮崎高鍋線の整備に合わせた一ツ瀬橋の歩道設置を含めた橋りょうの架け替えについて、県への要望活動を継続して行います。	都市建設課
地場産業の発展と地域の活性化を図るため、東九州自動車道におけるスマートインターチェンジからつながる幹線道路の整備を促進します。	都市建設課
都市計画区域における都市の骨格となる都市計画道路について、都市計画マスタープランに基づき整備を促進します。	都市建設課

(2) 町道の整備

交通の利便性の向上や交通量増加に伴う対応のため、町道改良率69.6%を目標に、未改良道路及び排水路の整備率の向上を図ります。	都市建設課
交通の利便性の向上や輸送力の増強、防災力の向上につなげる未改良区間の整備や長寿命化を促進します。	都市建設課
新富町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、安全性確保のため、計画的に橋梁点検を行います。	都市建設課
舗装の個別施設計画に基づき、計画的に調査・点検を行い、優先順位を決め、保守保全に努めます。	都市建設課
幹線道路の整備等に合わせ、町民生活の向上につながる町道及び排水路の新設を図り、排水路を含む道路網の充実を図ります。	都市建設課

道路パトロールを強化し、老朽化による補修箇所の早期発見に努めるとともに、適切な維持管理を図ります。また、関係団体との連携により異常箇所の早期発見につながる取り組みを行います。	都市建設課
---	-------

(3) 人にやさしい道路整備

安全に道路が利用できるよう、沿線環境に配慮した道路整備を行います。	都市建設課
国土交通省の「バリアフリー法に基づく基本方針における目標」を参考に、主要な生活関連道路のバリアフリー化に努めます。	都市建設課
熱中症の防止や天気を気にせず路線バスの乗降が快適に行えるよう、優先度が高い箇所を決定し、計画的にバス停留所の屋根設置に努めます。	都市建設課

(4) 公共交通の確保

日向新富駅ホームのバリアフリー化を進めるため、改札口からホームに行くまでの平面交差化の詳細設計を行います。	総務課
日向新富駅の IC 改札機等の導入に向けて、JR 九州と協議を行います。	総務課
近隣市町村や県と連携し、バスなど既存の公共交通機関の効果的な運用が図られるよう、民間交通事業者への運行助成など財政支援を継続して行います。	総合政策課
町営公共交通(コミュニティバス及び乗合タクシー)の安全かつ快適な運行を行うとともに、民間交通事業者等との連携を蜜にし、公共交通の利便性の向上に向けた調査を実施します。	総合政策課
町民の通院等に合わせた町営公共交通と各種公共交通との接続を考慮した運行を行います。あわせて、通勤・通学に合わせた接続について、検討を行います。	総合政策課
利用者の声等を参考に、随時、乗合タクシーの停留所の増設や位置の見直しを行います。	総合政策課
乗合タクシーの運用について、予約状況を把握し、次年度以降の運行台数の適正化について把握を行います。	総合政策課
コミュニティバスの運行状況を広く、どこでも知ることができるよう、利用に関する広報手段の拡大について検討を行います。	総合政策課

(5) 水道事業の安定経営

町水道事業と一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団との統合について検討するため、町水道事業と一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団が経営統合した場合のシミュレーションを行います。あわせて、統合する場合に必要な作業や、手順の確認も行います。	水道課
有収率向上のため、配水管等の布設替えを計画的に行います。	水道課
配水系統毎の配水流量の分析を行うとともに、現地調査を行い漏水の早期発見に努めます。	水道課
針業務の効率化と漏水の早期発見のためのマートメーターによる検針システム導入について、スマートメーターの情報収集を行い、費用対効果と省力化が期待できるか検討を行います。	水道課
上新田地域、平伊倉地区、追分地区及び上日置地区に水道水を供給している一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団と連携し、供給施設の適正な維持管理を行い、安定した水道水の供給に努めます。	農地管理課

瀬口地区及び柳瀬地区に水道水を供給している西都市上下水道課と連携し、供給施設の適正な維持管理を行い、安定した水道水の供給に努めます。	水道課
安心して、おいしく飲める水の供給のために、関係機関と連携して、一ツ瀬川流域の水質監視と水質管理情報の共有化を行います。	水道課

(6) 災害に強い上水道施設の整備

地震時などにも、漏水や水道施設故障により断水することがないように、老朽管及び老朽化施設の更新及び耐震化を行います。	水道課
災害時による水圧不足地域解消のため、バイパス管設置や増径工事等の対策を行います。	水道課
安定して水道水を供給できるよう予備水源の確保のため、平伊倉水源地の整備を行います。	水道課
停電時にも安定して水道水を供給できるよう、浄水場の電気計装及び発電機の更新を行います。	水道課
災害時における水道水確保のため、避難施設での配水設備の場所や規模等について防災担当部署と検討を行います。	総務課 水道課

Ⅱ. 暮らしの安全安心

1－消防・救急

《方向性》

安心して生活をおくるためには、災害や急な病気に見舞われた時等の緊急時において、すぐに消防や救急隊が駆けつけてくれる環境は欠かせません。児湯5町が共同で設置している「東児湯消防組合」を軸に、消防・救急体制の維持充実を推進します。また、地域消防の主役である「新富町消防団」の団員確保に務めるとともに、団員が活動しやすい環境づくりにも努めます。

(1) 消防体制の充実

防衛交付金事業を活用した消防装備の充実を行うため、防衛省へ要望活動を行います。	総務課
女性消防団員や機能別消防団員の人員体制や通信指令システムの活用について、東児湯消防組合と協議を行います。	総務課
消防団員の消防技術向上のため、各種訓練を行います。	総務課
消防団の機能維持のため、小型動力ポンプ積載車2台の更新を行います。	総務課
消防団員確保のため、出勤手当の見直しを行います。	総務課
消防水利施設充実のため、防火水槽や消火栓などの修繕・新設の必要性を把握し、必要に応じて修繕・新設を行います。	総務課
東児湯消防組合と連携し、火災情報発信について定期的な試験を行い、有事の際に正確かつ素早い情報提供ができる体制を構築します。	総務課

(2) 救急体制の充実

迅速な救急活動に必要な体制づくりを支援するため、通信指令システムの運用について東児湯消防組合と協議を行います。	総務課
ドクターヘリの運用について、関係機関と常に連絡ができる体制を確保し、離発着の安全確保と迅速な運行に努めます。	総務課

2-防災

《方向性》

町民の命を守るため、今日にも起こるかもしれないという意識を持ち、災害に備えて様々な整備や対策を行うことで、災害に強いまちづくりに取り組むことが重要であると考えます。

万が一、避難が必要となった場合に備え、スムーズに避難でき、ストレスなく避難生活ができる体制づくりや事前準備を計画的に進めます。

また、近年、予想し難い規模の甚大な災害が頻繁に発生しています。被害を最小限に抑える整備を行いつつ、予期せぬ災害が起こり得る可能性があるという意識啓発やその際に有効な行動をとるための情報提供を行います。

(1) 防災体制の充実

地域防災計画の見直しを実施し、災害種類ごとの動員配備体制を新たに作成します。	総務課
備蓄食料更新計画をもとに、アレルギー疾患をもった方や、高齢者でも食べやすい備蓄食料の充実を図ります。	総務課
地域防災の拠点となる消防機庫の建て替えに向け、建て替えのための実施設計を行います。	総務課
新田コミュニティセンター敷地内に防災倉庫を設置し、防災資器材の保管場所を確保します。	総務課
浸水区域内の地区地域を対象とした避難訓練等を実施し、自助、共助による減災対策の啓発を行います。	総務課
自主防災組織や消防関係機関等と協力し、防災訓練を実施します。	総務課
個別避難計画の作成を推進するため、個別避難計画作成推進本部を設置します。	総務課
災害時において、迅速な応急対策・復旧ができるよう、国や県等と連携を密にするための関係構築を行います。	総務課
河川の護岸改修や急傾斜地などの防災対策を国や県等と連携して行います。	都市建設課
治山・治水対策の充実のため、急傾斜地及び河川の整備について、国や県への要望活動を継続して行います。	都市建設課
昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断に要した費用を補助し、診断により耐震基準を満たさないと判定された木造住宅に対して、その所有者が行う耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。	都市建設課
災害対策基本法に基づく、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の把握に努め、個別避難計画の構築を行います。	総務課 福祉課

高齢者の増加に伴い、災害時における避難所の収容可能人数拡大のため、新たな指定避難所の確保を行います。	総務課 福祉課
区長会等を通し、自主防災組織づくりのための情報を提供します。	総務課
自主防災組織の未設置地区への組織設置を推進します。	総務課
地域における防災リーダーを育成するため、防災士養成研修の受講を推進し、資格取得に必要な防災士試験受験料と防災士認証申請料の助成を行います。	総務課
災害時における地域住民の避難場所としての役割を果たす学校施設の防災機能の強化に努めます。	教育総務課
各学校で防災管理マニュアルを作成し、児童生徒への健康安全教育を実施します。	教育総務課

(2) 防災意識の啓発

地域と連携した防災訓練を行います。また、防災講話などを実施し、防災意識の啓発を行います。	総務課
洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を図るため、浸水区域内地域を対象とした防災講座を実施します。	総務課
気象台等の関係機関との連携を密に行い、早めの避難行動を促せるよう情報共有体制を構築します。	総務課
防災ラジオや屋外拡声子局などの広報環境を利用し、防災に関する情報の迅速な情報提供に努めます。	総務課
防災情報伝達方法の多様化を進めるため、広報紙等でメール配信サービスの登録推進を行います。	総務課

3- 防犯・交通安全・消費者行政

《方向性》

安心して生活するには、犯罪や事故が起きる可能性を最大限に排除することが必要です。そのために、犯罪や事故を未然に防ぐための対策や犯罪に遭わないための啓発活動に努めます。

また、近年、消費者トラブルに関する相談内容が多様化しているとともに、相談件数も増加傾向にあります。町民が消費者の1人として、トラブルに巻き込まれないための情報提供や啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

(1) 防犯対策

青色パトロール車による定期巡回を行い、不審者対策等町内の安全確保に努めます。	総務課
自主防犯活動団体への補助を行うことで、町民全体の自主防犯意識の向上を図ります。	総務課
包括支援センターや社会福祉協議会等が行う高齢者教室で、被害防止のための講話を行うことで、振り込め詐欺や空き巣等の被害に遭わないための啓発に努めます。	総務課
防災ラジオ等の広報ツールを利用して、定期的に防犯情報の配信を行います。	総務課

防災ラジオ、メール配信サービスを利用して、事件・事故等に関する情報を提供し、注意喚起を行います。	総務課
地域住民等から設置要望があった箇所に防犯灯を設置します。また、機器の長寿命化と電気料の負担軽減を図るため、照明器具にLEDを採用します。	総務課
防犯体制を維持するための経費節減のため、通学路灯のLED化を促進します。	教育総務課
通学路及び人通りの少ない道路への防犯灯等の設置を推進します。	教育総務課
各学校からの要望に応じて、不審者対応などの防犯教室を開催します。	総務課 教育総務課

(2) 交通安全対策

包括支援センターや社会福祉協議会等が行う高齢者教室で、警察署と協力し交通安全講話を実施します。	総務課
自主防犯団体と協力し、児童生徒の下校時間に合わせて通学路を青色パトロール車で巡回します。	総務課
交通安全運動期間に合わせて、街頭指導や啓発活動等を実施します。	総務課
各団体と連携し、児童生徒の登校時間や下校時間の見守りを行います。	総務課
防災ラジオや屋外拡声子局などの広報環境を利用し、事故多発箇所や危険箇所等に関する情報提供に努めます。	総務課
防災ラジオや屋外拡声子局などの広報環境を利用し、事故防止のため反射材の利用を促進します。	総務課
地域住民からの声をもとに、見通しの悪い交差点や危険箇所等にカーブミラーを設置します。	総務課
交通事故が多い場所を中心に、信号機や標識などの設置について警察署へ要望を行います。	総務課
交通ルールやマナー等の自転車の利用に必要な知識を総合的にまとめたルールブックを作成し、児童生徒へ配布を行います。	教育総務課
路面標示や交通安全看板、カーブミラーを要望があった場所に新設または交換し、交通安全に関する注意喚起を行います。	総務課 都市建設課
路面表示の整備や復旧を図り、交通安全の向上に努めます。	都市建設課
運転技術に不安のある高齢者による交通事故防止のため、免許証を返納した65歳以上の町民に対し、タクシー初乗り回数券15回分、コミュニティバス・乗合タクシー無料乗車回数券100回分の支援を行います。	総合政策課

(3) 消費者の安全安心の確保

正しい消費者知識を習得し、自己の意思と責任で対応できるよう消費者教育・啓発・情報提供の充実を図ります。あわせて、成年年齢引き下げに伴う各種啓発を推進します。	町民課
県消費生活センター、西都児湯消費生活相談センター、警察署等の関係機関と連携を図り、相談業務や年4回広報誌等による消費者問題の啓発を実施し、トラブルの未然防止と迅速な解決に努めます。	町民課

Ⅲ. 基地周辺対策

1－基地周辺対策

《方向性》

航空自衛隊新田原基地のある本町で生活するうえで、基地に起因する様々な問題は常に避けることのできない課題です。国の安全保障の重要性は理解するものの、町民が快適で安全安心な生活をおくるためには、町民の安全確保はもちろんのこと、航空機騒音等に対する対策や基地の設置・運用による障害の防止と障害を緩和するための生活環境の整備について、国に強く求めていくとともに、町としても負担軽減に努めます。

(1) 騒音対策

騒音障害の軽減及び基地と住宅地の間に緑地帯等の緩衝地帯を形成するため、住宅防音工事や建物等の移転補償・土地の買い入れの対象区域拡大について、国に強く要望します。	基地対策課
令和4年4月から対象となった、第1種区域内の80W以上の区域に所在し平成15年8月29日までに建築され、住宅防音工事希望届が出された住宅に対する防音工事が早期に着工できるよう国に強く要望します。	基地対策課
住宅防音工事や建具・空調機の機能復旧工事における、待機世帯の早期解消と待機期間の短縮を図るよう、国に強く要望します。	基地対策課
航空自衛隊新田原飛行場の運用により生ずる騒音が特に著しい地域に、テレビ受信料、空気調和機器電気料の一部を助成します。	基地対策課

(2) 障害防止対策

東大谷地区排水対策として、猿ヶ瀬川排水路(麓地区から新田原基地の区間)の改修事業に伴う基本設計を行います。	農地管理課
大和地区ほ場整備事業に伴い不可避受益区域の農業用水パイプライン工事を行います。また、整備事業に関連し、大和ため池(第1)を洪水対策調整池として改修工事を行います。	農地管理課

(3) 基地周辺生活環境の充実

在日米軍再編に伴う訓練移転等の訓練が行われる場合には、関係機関と連携して情報を収集し、町民の不安解消と安心安全の確保に努めます。	基地対策課
防衛省所管の基地周辺対策事業を積極的に活用し、道路・河川改修、公共施設整備等各種分野において生活環境の整備推進を図ります。	都市建設課

IV. 生活環境

1－土地利用

《方向性》

土地の利用にあたっては、自然環境の保全や生活環境の確保を図りつつ、自然的・社会的・経済的・文化的条件を勘案した、調和のとれた土地利用の誘導に努めます。

(1) 土地利用

各種法令等を遵守しながら、自然環境や生活環境に配慮し、秩序ある土地利用の推進を図ります。	総合政策課 都市建設課
国土利用計画法やその他の法令等に基づき、必要性や需要を総合的に判断し、適正な土地利用の指導に努めます。	都市建設課
新富町都市計画マスタープランに基づく用途地域の見直しを行いながら、調和のとれた土地利用の誘導に努めます。	都市建設課
町内へ移転・新設を希望する企業に対し、積極的な誘致を行うとともに、周辺の土地利用とも調和がとれるように調整します。	総合政策課 産業振興課
三納代地区を中心に、騒音移転跡地の更なる活用を国に要望します。	総合政策課
企業誘致の際に、企業の希望を伺いながら土地のあっせんを行うなかで、当初の目的を失った公共用地の活用も念頭に置いた活用策を検討します。	総合政策課
生涯学習の小さな拠点を、需要と可能性の点から見直し、必要な管理運営を目指します。	生涯学習課

2－居住環境の整備

《方向性》

住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、住宅の確保に困っている低所得者に対し、安い賃金で住居を提供する公営住宅を整備することは行政の役割のひとつです。本町も約 500 戸の公営住宅を管理運営してきていますが、町内公営住宅の老朽化が進行し、耐用年数を迎える公営住宅が増えてきています。そのため、建替えや用途廃止等の検討を含めた、公営住宅の適正な管理と確保に努めます。あわせて、人にやさしい居住空間の整備も促進します。

また、近年、様々な事情により倒壊などの危険がある空家が増加してきています。本町においても、そのような危険性のある空家が増加傾向にあるため、周辺住民の生活環境保全のために様々な対策を進めます。

(1) 公営住宅の整備

新富町公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な戸数管理と整備に努めます。	都市建設課
-------------------------------------	-------

(2) 住環境対策

周辺の生活環境に影響を及ぼす悪影響の度合いや、建築物の劣化の状況に応じて、空家所有者に対し指導・助言を行います。	都市建設課
管理者不存在空家の解消に向け、宮崎県司法書士会と連携し、個別に問題に対応していきます。	都市建設課
相続財産管理人制度、不在者財産管理人制度の活用により、管理者不存在空家の解消に向け取り組みます。	都市建設課
空家対策を行う上で必要である相続人調査を円滑に行うため、所有者調査管理システムの導入に向け調査研究を行います。	都市建設課

3ー公園・緑地の整備

＜方向性＞

町内には、13箇所都市公園と7箇所のいこいの広場があります。これらの公園や広場の利便性をはかるため、「新富町緑の基本計画」や「富田浜公園基本計画」等の各計画に基づき、整備を進めます。特にスポーツにおいて、様々な活用を図るための整備を積極的に進めます。

(1) 公園・緑地の整備

令和4年度中に屋外運動場を完成させ、令和5年度からの運用開始に向け、管理体制を整えます。	総合政策課
新富町緑の基本計画に基づいて、バランスのとれた総合的な公園緑地の整備を図ります。	都市建設課
町民ニーズを踏まえた公園整備を図ります。	都市建設課
富田浜公園基本計画を考慮しながら、隣接する富田浜漕艇場、富田浜キャンプ場を合わせた一体的な整備を図ります。	都市建設課

4ー景観の整備

＜方向性＞

緑が多く、自然環境が豊かな本町を守るため、新富町景観条例や新富町景観計画に基づき、調和のとれた次世代にも誇れる景観づくりを推進します。

(1) 景観の整備

新富町景観計画に基づき、状況に応じた美しい自然環境及び魅力ある景観の維持・形成に努めます。	都市建設課
自然環境、景観と再生エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づき、災害の発生を防ぐ良好な生活環境・景観の保全に努めます。	都市建設課
道路景観に配慮した整備に努めます。	都市建設課
農地の保全を図り、農業景観の維持に努めます。	農業委員会

5－火葬場施設・墓地

《方向性》

火葬場施設や墓地の適正な整備と運営を通して、命の尊さと家族の絆を大切に
するまちづくりを進めます。

(1) 火葬場の運営

火葬場の運営を行うにあたり、周辺環境との調和に十分配慮するとともに、運営参画市町(西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、新富町)と共に適正な維持管理に努めます。	都市建設課
---	-------

(2) 墓地の管理

周辺環境に調和した墓地の適正な管理や整備に努めます。	都市建設課
墓地に関する相談に対応できるよう、県との連携を密にします。	都市建設課

V. 環境保全

1－ごみ処理・リサイクル

《方向性》

資源には限りがあり、持続可能な資源の活用を行っていくために、ごみの発生
回避（リフューズ）、減量（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサ
イクル）を進めます。

また、ごみの不適切な処理は、環境問題にもつながります。あわせて、ごみの
適正処理を図ります。

(1) 適正なごみ処理

宮崎市・東諸県・西都児湯の広域的共同処理施設「エコクリーンプラザみやざき」において、関係市町村(宮崎市、国富町、綾町、西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、西米良村、新富町)との連携に努め、可燃ごみの適正処理を行います。	都市建設課
運営参画市町(西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、西米良村、新富町)と共に適正な維持管理に努め、西都児湯クリーンセンターのリサイクル施設における「資源物」及び「不燃ごみ」の適正処理を行います。	都市建設課
脱炭素社会を見据えた環境配慮型のごみ袋の本格導入にむけて、バイオマスプラスチック製ごみ袋(小袋)の試験的運用を行います。	都市建設課
災害廃棄物処理計画の見直しに向けた準備や対応訓練により、災害廃棄物の処理が迅速に行えるよう体制の構築を行います。	都市建設課
家庭から排出される剪定木の再資源化の実施と、企業との連携により再資源化に向けた調査研究を行います。	都市建設課
事業所に対して、廃棄物の適正処理を指導・啓発し、ごみの減量化・資源化を推進します。	都市建設課
警察、保健所等との連携により不法投棄監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の防止に努めます。	都市建設課

(2) ごみ減量化及び資源リサイクルの推進

リサイクル率15%を目標に、調査研究を行います。ゼロウェイストシティ実現に向けた調査研究を行います。	都市建設課
小型家電リサイクル促進のため、町広報、ホームページ等での広報啓発を行います。	都市建設課
使用済み紙おむつのリサイクルなど新たなリサイクル分野に向けての調査研究を行います。	都市建設課
令和4年1月に開始した、新富町し尿処理施設から排出される「し渣(脱汚泥)」の再資源化について、実施企業からの聞き取り調査を行い、課題の抽出を行います。	都市建設課

2-自然環境保全

《方向性》

地球温暖化や海洋の汚染、野生生物種の減少等環境に影響を及ぼす事態に係る、環境保全対策や脱炭素社会への対応に努めます。

また、アカウミガメの産卵地である本町が、今後もアカウミガメの産卵地であることを誇りとし続けられるよう、アカウミガメが戻ってこられる環境を保全するための意識の啓発にも努めます。

(1) 自然環境の保全

生活排水処理能力を向上させ、河川等の水質改善を図るため、合併浄化槽を新規に設置する家庭に対し、補助金の給付を行います。	都市建設課
開発行為に関して、自然環境保護のための適正な監視・指導に努めます。	都市建設課
水源の涵養や土砂災害防止機能を持つ森林の適切な保全を、宮崎県を中心とした協議会を通じ推進します。	産業振興課 都市建設課
海岸漂着物の撤去・回収に努め、海の豊かさを守る取組を推進するため、漁業者と連携し、海洋ごみの回収・処理についての調査研究を行います。	都市建設課
野生動物研究会と連携し、県の天然記念物であるアカウミガメの保護に努めます。	生涯学習課
脱炭素社会の実現に向けたクリーンエネルギーの利活用について調査・研究を行います。	都市建設課
関係機関との連携により不法投棄監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の防止に取り組みます。	都市建設課

(2) 環境保全意識の啓発

「一ツ瀬川河川清掃」「富田浜清掃大作戦」「クリーンアップみやざき」の実施を通して、環境保全意識の啓発に努めます。	都市建設課 生涯学習課
富田浜清掃を行うボランティア団体へゴミ袋の提供などの支援を行います。	生涯学習課
アカウミガメや湯之宮座論梅を題材とした出前授業を実施します。	生涯学習課

環境問題に関心を持つ人を増やし、問題解決のための能力の育成を図る教育の推進に向け調査研究を行います。	都市建設課
様々な広報媒体を通して、環境保全団体等の取組に関する情報を提供するなど、環境保全に関する意識啓発に努めます。	都市建設課
クリーンエネルギーの利活用ができるよう調査研究を行います。	都市建設課

(3) 排水処理対策等の充実

大和地区ほ場整備事業に関連し、塚原ため池(第1及び第2)の農業用ため池としての機能廃止に伴い、堤体を開渠し、排水路の整備を行います。	農地管理課
大洲地区県営湛水防除負担金を支出し、大洲排水機場改修事業(令和4年度実施設計)を進めます。	農地管理課
生活排水処理率70%を目標に、合併浄化槽の普及啓発に努めます。	都市建設課
合併浄化槽の普及促進と災害時の対応が円滑に行えるよう、スマート浄化槽システムの導入について調査研究を行います。	都市建設課

数値目標

項目	R4目標値)	担当課
◆国県道改良率(5.5m未満含む)	87.6%	都市建設課
◆町道改良率(5.5m未満含む)	69.6%	都市建設課
◆町営公共交通利用者数	7,530名	総合政策課
◆防災士資格取得者総数	90名	総務課
◆相続財産管理人申立て、略式代執行件数	1件	都市建設課
◆ごみリサイクル率	15.0%	都市建設課
◆アカウミガメ上陸回数	300回	生涯学習課
◆生活排水処理率	70%	都市建設課

第2節 健康・福祉

ビジョン

誰ひとり取り残されないまち

この分野では、医療や福祉サービスが、個人の権利として、必要な時に適切に受けることができる誰ひとり取り残されないまちであるために、本町が取り組む本年度の施策について記載します。

I. 健康づくり

1- 体の健康づくり

《方向性》

町民の健康づくり・健康管理対策に関する重要度は高まっている傾向にあり、健康づくりや健康管理に関心が高まる施策を行うことで、町民の健康格差を縮小し、健康で長生きできる取組を行います。また、新型コロナウイルス感染症のように、突然流行する新規感染症の拡大や大規模災害発生により、日々の生活が180度変わってしまう事態が起こり得る可能性もあります。そうした事態に、適切に対応できる体制を確保整備するとともに、町民自ら健康維持増進する取組や病気の早期発見、生活習慣病予防等に関する取組を進めます。

(1) 健康管理体制の充実

母子保健の充実のため、妊婦・乳幼児一般健康診査、新生児聴覚検査、産婦健診の助成を行います。	いきいき健康課
母子保健の充実のため、赤ちゃん訪問や乳幼児健診、離乳食教室を行います。	いきいき健康課
母子保健の充実のため、必要に応じて産後ケア事業やフォローアップ事業を行います。	いきいき健康課
健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。	いきいき健康課
健康への関心を高めるために生活習慣病の予防に重点を置き、保健相談や健康教育を行います。	いきいき健康課
健康に関心を持ち、健康の維持・管理ができるよう、国民健康保険加入の20代を「わかば健診」、30代を「みつば健診」として若い世代を対象とした特定健診を行います。	いきいき健康課
保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、はつらつ健康基金を活用して、次の①～③の方を対象にがん検診を無料で行います。 ①65歳以上の方 ②31歳(子宮頸がんのみ)・41歳・51歳・61歳(肺がんCT及び前立腺がんは51歳、61歳)の方 ③特定健診等を5か年(平成29年度～令和3年度)継続して受診している方	いきいき健康課

地域の特性に応じた保健活動を行うため、健診結果や医療費等のデータを活用した分析を行います。	いきいき健康課
高齢者健康づくり対策のため、「すこやか高齢者健診」の受診機会を生活習慣病の早期発見につなげ、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間(健康寿命)の延伸につながる支援を行います。	いきいき健康課
40歳・50歳・60歳・70歳の方を対象に町が費用を一部助成し、町内の歯科医院で歯周病検診を行います。	いきいき健康課

(2) 町民の健康を守る取組の推進

町民の健康を守るため、保健センターだよりや様々な機会を通じて、感染症を予防する生活習慣や予防接種について啓発を行います。	いきいき健康課
健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、保健センターだよりの発行や地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。	いきいき健康課
食生活改善推進員と連携し、地産地消・食育・食生活の改善を行い、全ライフステージにある人が、食を通じた健康づくりを実践できるよう支援します。	いきいき健康課
健康意識の向上のため、健診会場等で保健指導に関する情報を掲示し、健康意識向上のための働きかけを行います。	いきいき健康課

(3) 感染症対策の推進

感染症予防のため、感染症に罹患することを予防するとともに、罹患しても重篤にならないように、年代等に応じて必要な各種予防接種の助成を行います。	いきいき健康課
感染症を予防する生活習慣や知識の普及のため、保健センターだよりを発行します。また、新型コロナワクチン接種についても、保健センターだよりや町ホームページ等にて適宜情報発信を行います。	いきいき健康課
新型コロナウイルスを含む感染症等の感染予防対策について、各関係機関と連携し、予防対策の周知や対策を行います。	いきいき健康課
結核に関する正しい知識を周知広報し、その予防に十分な注意を払い、65歳以上の方を対象に結核検診を無料で行います。	いきいき健康課
新型コロナウイルスを含む感染症の感染予防対策として、医療機関や介護、社会福祉施設に対して、感染予防対策に必要な備蓄品の購入費用の一部助成を行います。	いきいき健康課

(4) 地域医療体制の整備

町民の医療分野におけるニーズの多様化や救急医療体制、医師・看護師不足などの問題について、関係機関と連携し、よりよい地域医療体制づくりを進めます。	いきいき健康課
かかりつけ医を持つことを推奨し、県及び地域の医師会と連携しながら、適切な地域医療体制づくりを進めます。	いきいき健康課

2-こころの健康づくり

＜方向性＞

自分が自分らしく生活できる、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、「新富町自殺対策計画」に基づく自殺対策に取り組みます。

(1) こころの健康を守る取組の推進

生きることの包括的な支援のため、自殺対策啓発用パンフレットやこころの電話帳などを配布し、住民一人ひとりが自殺予防のために「行動」「気づき」「つながり」「見守り」ができるよう広報啓発を行います。	いきいき健康課
こころの健康意識を図るため、保健センターだより等による啓発を行い、相談や見守り体制づくりを進めます。	いきいき健康課
精神保健に関する理解促進のため、様々な機関と連携しながら、適正な医療につなげるように支援します。	いきいき健康課

(2) 自殺対策

自殺対策計画に基づき、計画的に様々な自殺対策に取り組みます。	いきいき健康課
地域や自殺対策ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発活動を行います。	いきいき健康課
保健センターだより等を通じて、悩みを抱えた人々の周りの気づきに対する啓発を行います。	いきいき健康課
学校教育において、心身の健康に関する教育を推進し、児童生徒がSOSを出すことができる環境づくりを行います。	教育総務課

II. 社会保障

1-国民健康保険

＜方向性＞

被用者以外の方が、公正公平な状況で国民健康保険に加入でき、加入者が、病気やけが、出産や死亡時において必要な給付が安心して受けられるよう、国民健康保険制度の安定運営に取り組みます。

(1) 国民健康保険制度の安定運営

国保連合会による一次点検に加え、レセプト点検員による二次点検を継続して行います。	いきいき健康課
ジェネリック医薬品の積極的な使用について広報を行うとともに、多受診・重複受診者への訪問指導を行います。	いきいき健康課
重症化予防のため、特定健診未受診者への受診勧奨及び生活習慣病のハイリスク者への脳ドック受診勧奨を行います。	いきいき健康課
税負担の公平性の実現に向けて、法令に基づき徴収を行い、収納率96.7%以上を目標とし財源確保に努めます。	税務課

国民健康保険制度や財政状況に関する周知広報のため、国保だよりの発行を行うとともに、70歳到達者への説明会も行います。	いきいき健康課
把握した情報をもとに、公正公平な国民健康保険税の課税を行います。	税務課

2－後期高齢者医療制度

＜方向性＞

後期高齢者医療保険の加入者が、病気やけが等において必要な給付が安心して受けられるよう、宮崎県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、適正な事務の執行に努め、後期高齢者医療制度の安定運営に取り組みます。

(1) 後期高齢者医療制度の安定運営

制度に対する町民の理解促進のため、後期高齢者医療新規加入者に対し制度内容や保険料等について説明会を実施します。	いきいき健康課
地域の健康課題や個々の結果を分析し、「すこやか高齢者健康診査」の積極的な受診勧奨を行います。	いきいき健康課
後期高齢者医療制度の安定のため、99%超で推移している現年度後期高齢者医療保険料収納率を維持し、収納率100%を最終目標に財源の確保に努めます。	税務課

3－国民年金

＜方向性＞

国民年金制度は、高齢・障がい等により安定した収入を得られず生活できなくなるリスクに備えた社会保障制度です。ところが、近年、若年層を中心に国民年金制度の趣旨が十分に理解されないまま、未加入者や未納者が増加しつつあります。世帯の柱である人が事故や病気、高齢により収入を得られないと生計を維持するにも限界があります。そのためにも、関係機関と連携・協力を図り、町民の受給権を確保するとともに、制度の周知徹底に努めます。

(1) 国民年金制度の適正運営

若年層を中心に国民年金制度の趣旨理解と老後生活の安定と地域経済の基盤確保のため、年4回広報誌等による年金制度の広報啓発を行います。	町民課
国民年金の未加入者や未納者を減らしていくため、所管する年金事務所と協力連携し、未加入者・未納者ゼロにつながる取組を進めます。	町民課
国民年金加入者の受給権を確保するため、相談業務を充実させる取り組みを行います。	町民課

Ⅲ. 高齢者福祉

1－高齢者福祉

＜方向性＞

今後、人口に対する高齢者の割合が増加していくことが予想されています。特に、団塊の世代が75歳以上となる2025年度以降を見据え、「高齢者保健福祉計画」に基づき、地域包括ケアの実現を目指しつつ、高齢者自らが健康づくりや介護予防に自主的かつ積極的に取り組むこと、そして生きがいのある自立した生活の実現に向けて、地域活動や就労、さらには生活支援サービスの新たな担い手として活躍する高齢者像の実現を推進します。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

地域課題を速やかに把握し、自助・互助・共助・公助のバランスをとりながら解決を図る「地域包括ケアシステム」推進体制の構築を目指し、地域ケア推進会議を開催します。	福祉課
包括支援センターや居宅介護支援事業所が抱える症例を通し、地域課題の把握や支援方法を検討する地域ケア個別会議を開催します。	福祉課
地域の支え合い活動における地域課題を把握するため、生活支援コーディネーターが中心となり、地区座談会を実施します。	福祉課
住民にとって身近な場において、生活支援コーディネーターが中心となり、地域の支え合いについて考える座談会を実施します。	福祉課

(2) 介護予防・健康づくり

社会参加につなげていく「循環型介護予防・生活支援エコシステム」の構築を目指し、フレイル高齢者や事業対象者、要支援高齢者を対象とした、リハビリテーション専門職等の関わりによる、元気を取り戻すための短期集中的なプログラムを行います。	福祉課
介護や支援が必要となる恐れのある高齢者を対象に、介護保険サービス相当の掃除、洗濯等日常生活上の支援や、居宅での機能訓練を行うサービスの提供を行います。	福祉課
介護や支援が必要となる恐れのある高齢者を対象に、介護保険サービス相当の機能訓練や集いの場等の役割を兼ねるサービスの提供を行います。	福祉課
生活支援体制整備事業として、生活支援コーディネーターや町民と連携しながら移動支援や買い物支援等の課題検討を行います。	福祉課
高齢者を対象に、生活に関する総合的な相談受付や支援等のサービスを提供します。	福祉課
介護予防を推進していくため、住民主体の通いの場を充実させる取り組みを行います。	福祉課
居場所づくりを推進するため、継続して居場所の周知活動を行うとともに、生活支援コーディネーターと連携し、立ち上げの機運を高める地域づくりを行います。	福祉課

生活習慣病重症化予防のため、国保データベース(KDB)システムから抽出した訪問健康支援対象者に対し、保健医療専門職による訪問健康支援を行います。また、必要に応じて医療機関への接続を行います。	福祉課
訪問健康支援対象者及び検診受診者のうち、フレイルの疑いがある高齢者に対して、必要に応じた地域包括支援センターや地域の通いの場、介護予防・生活支援サービスへの接続を行います。	福祉課

(3) 高齢者の生きがいづくり・社会参加

既存の老人クラブの形にとらわれない、新たな活躍の場、創出の場となる老人クラブの形について検討を行うとともに、友愛活動を通して、新規加入につながる取り組みを行います。	福祉課
シルバー人材センターの参画に柔軟に対応し、会員拡大を促します。	福祉課
シルバー人材センターの新たな取組を検討することを促し、就労にとどまらない高齢者の活躍の場の創出を支援します。	福祉課
買い物支援、移動支援等の地域課題を解決するための各種関係機関とのネットワーク基盤の構築を図るため、生活支援コーディネーターを中心に、商店等の状況把握を行います。	福祉課
居場所づくり事業やサロンでの座談会等の活動を通して、通いの場を運営する団体情報の提供や資源マップの作成、リングファイル形式の情報誌の作成を行います。	福祉課
総合交流センターにおいて、誰でも参加できる生涯学習講座を11講座開催します。また年間通じて参加できる教室も開催します。	生涯学習課

(4) 高齢者にやさしいまちづくり

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人及びその家族を支援する認知症サポーターの養成を行います。	福祉課
集団健診の機会や通いの場等へのアウトリーチを通じて、認知症の早期発見・早期対応につながる体制の構築について検討を行います。	福祉課
若年性認知症の方が就労や社会参加できるよう、協力事業所等を募り、居場所の提供を行います。	福祉課
認知症カフェにおける認知症サポーターの関わり方を見出す等、認知症サポーター活躍の場の創出を進めます。	福祉課
認知症カフェの町内全域での展開について検討を行います。	福祉課
地域ケア会議等における多職種連携による在宅医療・介護連携推進事業の取組について検討を行います。	福祉課
在宅医療と介護が一体的に提供されるような体制構築を目指し、要介護認定者の医療受診状況分析や地域ケア個別会議等にて、地域課題の抽出を行います。また、医療から介護への接続をスムーズにするため町内医療機関と地域包括支援センターで共通様式を定めます。	福祉課
配食サービスにおいて、元気な高齢者が調理・配送で活躍できる場の創出を検討します。	福祉課
生活支援体制整備事業における「町内事業者＋高齢者の活躍」の実現を目指し、対象となる町内事業者の情報収集を行います。	福祉課
遠隔見守りとしての高齢者サービスを向上させ、緊急通報体制の拡充を図るため、Sobamiiの利便性の周知を行います。	福祉課

(5) 地域包括支援センターの運営

窓口受付だけでなく積極的に地域に出向き、民生委員等と連携しながら高齢者の困りごとや心配ごとの相談を受け付け、その人に適したサービスへつなげます。	福祉課
地域ケア個別会議での事例検討や自立支援ケアマネジメントに関する研修会を開催することで、地域包括支援センター職員のほか、町内ケアマネジャーの資質向上につながる取り組みを行います。	福祉課
社会福祉士を擁する地域包括支援センターが中心となって、高齢者福祉係や社会福祉係などの関係各所と連携しながら、権利擁護支援体制の整備を行います。	福祉課
充実した介護予防事業を実施するための機能の改善・向上につながる取り組みを行います。	福祉課
町内の居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員との連携を充実させるため、情報提供や研修会の参加支援等を行います。	福祉課
高齢者等の多様なニーズに対し、保健・医療・福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう、地域ケア会議を中核として、地域における多様な社会資源を総合的に調整し、困難事例や広域的な課題について検討・解決を行います。	福祉課

2-介護保険

＜方向性＞

新富町介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の現状を把握するとともに、地域マネジメントを進める体制の構築の強化を行うことで、適正な介護保険サービスの見込みと確保を行い、介護保険制度の充実を図ります。また、家族が疲弊することなく、雰囲気の良い環境で共に過ごすことのできる介護保険サービスの提供を推進します。

(1) 介護保険制度の充実

介護認定調査員の資質向上を図り、公正公平な認定調査を確保するため、業務分析データを活用した介護認定調査員研修等を行います。	福祉課
介護認定の一次判定から二次判定の軽度変更の合議体間の差について、介護認定審査会を合同で実施する高鍋町・木城町と連携して分析を行います。	福祉課
介護保険制度利用者の状況を把握した上で、適切なアセスメントを実施してケアプランが作成されているかの点検を行います。	福祉課
介護保険制度利用者の身体状況等を踏まえた適切な給付となるよう、7万円以上の住宅改修については理学療法士や作業療法士等の専門職を派遣します。	福祉課
介護給付の適正化に取り組むため、宮崎県国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付の突合情報を基に縦覧点検を行います。あわせて、事業所に対し過誤返戻を依頼する等の取り組みを行います。	福祉課

サービス利用者に関する意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑制につなげるため、介護保険サービス利用者に対して、利用したサービス事業所・サービスの種類・介護保険給付額・利用者負担額を2か月に1回(年6回)通知します。	福祉課
介護人材確保のため、関係機関と連携し、介護の仕事の魅力向上、労働負担軽減等の取組を行います。	福祉課
サービスの質の改善・向上を図るため、地域密着型サービス事業者等に対し、定期的に運営指導を行うとともに、事業所からの相談・問い合わせ等に対し、迅速かつきめ細やかな回答・指導を行います。	福祉課

IV.社会福祉

1-障がい者(児)福祉

《方向性》

障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施を促進するとともに、障がい者の自立支援及び社会参加の実現につながる障がい者福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

また、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から、身近な地域で質の高い専門的な支援が行える環境の充実に努めます。

(1) 障がい福祉サービス提供体制の確保

日常生活又は療養をする上で、障がいに対する支援が必要な方に対して居宅介護などの訪問系サービスの充実及び家族の負担軽減を図ります。	福祉課
住み慣れた地域で自立して生活を送るため、自立訓練等日中活動系サービスの充実を図ります。	福祉課
体験の機会や場の提供、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等の確保及びその機能拡充を図ります。	福祉課
障がい者施設入所者が、グループホームや一般住宅等での地域生活に移行できるよう地域生活支援事業を活用した支援を行います。	福祉課
適切な障がい福祉サービスが受けられるよう、公平な障害支援区分の認定や支給決定に努めます。	福祉課
障がい者福祉サービスについての理解を深めてもらうため、広報の充実を図ります。	福祉課

(2) 相談支援の提供体制の確保

乳幼児健診において、健康診査の充実を図り、障がいにつながる疾病の早期発見・早期療育を実施します。また、家庭での養育に対する支援を行います。	いきいき健康課
出産後、専門的な支援が必要な産婦等に対し、産後ケア事業(アウトリーチ型、デイサービス型)を行います。あわせて、それぞれの状況に応じて電話相談や訪問を行います。	いきいき健康課

障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの支援などを行います。	福祉課
関係機関と連携を図り、障がい者(児)の地域生活への移行や地域定着のための支援体制の充実に努めます。	福祉課
基幹相談支援センターと連携し、各種ニーズに対応するため、総合的・専門的な相談支援を実施するための体制の構築を行います。	福祉課
新富町障がい者自立支援協議会において、地域における障がい者等への支援体制に係る課題を共有し、関係機関との連携及び支援体制に関する協議を行います。	福祉課
「発達障がい」や「障がい者(児)」に対する理解が一層深まるよう、町民への意識啓発を図ります。	福祉課

(3)障がい児支援の提供体制の確保

年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供が行えるよう、成長段階の養育に困難さを感じている親子に対して電話相談や面談・訪問を行います。	いきいき健康課
障がいのある子どもの発達を支援するために乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう努めます。	福祉課
成長段階の養育に困難さを感じている親子に対してフォローアップ教室のびのびランドにて、音楽療法・ことばの相談・発達相談を行います。	いきいき健康課
小児発達児を専門とした医療機関受診待ちの期間中にも出来る支援を行います。	福祉課
障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所施設等の充実に努めます。	福祉課
障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を行います。	福祉課
児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保に努めます。	福祉課
医療的ケア児及び家族の日常生活における支援を行うため、相談支援体制の整備、支援を行う人材の確保を行います。	福祉課
障がい児の受入れを行う保育所に対して障がい児1人あたり保育士1人を加配する「障がい児保育事業補助金」や、放課後児童クラブ等に対して「障がい児受入推進事業」での支援を行い、障がい児の受入れ強化を継続します。	福祉課
通常の学級と特別支援学級との連携を推進し、多様なニーズに対応するため、町単独の特別支援教育支援員10名を雇用し教育の充実に努めます。	教育総務課
切れ目のない支援の充実に努めるため、特別支援学級において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成します。	教育総務課

2－低所得者福祉

《方向性》

災害、病気、失業、離婚等による家庭状況の予期せぬ変化により、経済的困難を抱える町民が、取り残されることなく安定した生活をおくれるよう、民生委員・児童委員、児童福祉事務所等と連携し、経済的困難を抱える世帯の現状把握に努めるとともに、対象者が支援を求めやすい環境づくりに努めます。あわせて、生活保護に至る前の段階での支援の強化等を行うとともに、生活保護受給者の自立に向けた支援体制を構築します。

(1) 低所得者福祉

生活に困窮した方が相談しやすい体制をつくり、相談の受付を行います。	福祉課
1人暮らしの高齢者の生活保護相談件数が増加してきているため、医療・介護等を含め一元的に対応できる相談体制の構築を図ります。	福祉課
民生委員・児童委員、福祉事務所等と連携することにより生活保護世帯の実態把握を行い、必要に応じた対応を行います。	福祉課
生活困窮者の自立支援のため、年金や各種手当等の社会保障制度の適正な活用を図ります。	福祉課
経済的困難を抱える家庭に対する、関係機関と連携したネットワークを構築、相談等の支援を行うとともに、経済的困難を抱える子育て世帯(児童扶養手当対象者・要保護、準要保護児童等)の状況把握を行います。	福祉課
経済的困難を抱える子育て世帯に対し、学習支援等必要な支援を行います。	教育総務課
教育の機会均等及び人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある子どもに対し、奨学金による支援を行います。	教育総務課
放課後児童クラブを利用する要保護児童・準要保護児童及び児童扶養手当対象世帯の児童について、放課後児童クラブ利用料の負担軽減として、児童1人につき月額2,000円の助成を行ないます。	福祉課
生活保護に準じる程度の保護者に対して学用品費等を援助します。	福祉課 教育総務課

V. 子ども・子育て支援

1－子ども・子育て支援

《方向性》

妊娠期から青年期まで、安心して子どもを産み育てられる環境を充実させることで、「住んでみたい」「住み続けたい」「住んでよかった」「卒業後には帰って来たい」「ここで子育てしたい」と思われるまちづくりを推進します。

(1) 子育て支援の充実

子育て世代包括支援センター「まある」にて、妊娠期～育児期までの切れ目のない支援を行います。	いきいき健康課
子育て世帯の経済的負担軽減と子どもの成長を支援するため、0歳から高校3年生までを対象とした医療費助成を継続して行います。	福祉課
現在実施している3カ所(八幡子育て支援センター、子育て応援スポットあんのん、のぞみ保育園子育て支援センターはぐくみ)を中心に、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保するとともに、より身近で利用しやすい環境で子育て支援サービス等のネットワークづくりに取り組み、子育てに関する相談や子育て関連の情報提供を行います。	福祉課
在学する子どもを4人以上監護する保護者の、4人目以降の児童に係る保育料・副食費等の助成を行います。	福祉課
ファミリー・サポート・センターの利用について周知を行います。さらに、養成講座の開催を行い援助会員の増員を目指すとともに、すでに援助会員として活動している方にも養成講座の参加を呼びかけ、相互援助活動の資質の維持向上を目指します。	福祉課
乳幼児健診や町内保育園・幼稚園巡回訪問を実施し、乳幼児期の養育に対する支援を行います。	いきいき健康課

(2) 幼児期教育・保育の充実

乳幼児健診や町内保育園・幼稚園巡回訪問を実施し、乳幼児期の養育に対する支援を行います。	いきいき健康課
コロナ感染症に配慮しつつ、ブックスタート事業における絵本の配布や、新富町図書館で定期的に読み聞かせにより、幼児期における親子のふれあいあいの機会の提供を行います。	生涯学習課
令和4年度に「第2期新富町子ども・子育て支援事業計画」の中間評価を行い、その数値に基づいた、利用者の実態やニーズにあわせた教育・保育施設の定員の確保を行います。	福祉課
新富町の幼稚園・保育園等の利用状況や子育て世帯の動態やニーズを踏まえ、園長会等を通じて、各園に認定こども園への移行啓発を行います。	福祉課
利用者の実態やニーズに基いた実施を行うため、「第2期新富町子ども・子育て支援事業計画」の中間評価で、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業について再検討を行います。	福祉課
保護者がそれぞれのニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保育園入所の相談等にて、各種制度等の情報提供を行ないます。	福祉課
教育・保育の質の向上と保育士のスキルアップを図るため、園長会での啓発、また主任会や放課後児童支援員担当者会にて勉強会等を開催します。	福祉課
就学前に町内保育園・幼稚園訪問を実施し、情報共有を行い、幼児の小学校教育への円滑な接続を図ります。	福祉課 いきいき健康課

(3) 子どもの居場所環境の整備

放課後児童クラブの利用希望者の状況を見据えながら、適正な定員の確保に努めます。また、放課後児童クラブ利用者へ適切な支援を行えるよう、放課後児童支援員認定資格研修のテキスト料の助成を行ない、支援員資格取得の支援を行います。	福祉課
--	-----

社会福祉協議会等の関係機関との情報共有を図りながら、家庭及び地域、学校、行政、企業、民生委員・児童委員、母子保健推進委員などが一体となって、子どもたちの見守りを行ないながら、子どもたちの家庭や学校以外の場所での現状について実態把握を行います。	福祉課
子どもの見守り体制強化の充実を図るため、関係機関との定期的なケース会議の実施や放課後児童クラブ等との連携を進めます。	福祉課 教育総務課
子どもたちの安全確保を図るため、児童遊園の遊具点検を年に1回実施し、補修・修繕等を定期的に行ないます。	福祉課
適応指導教室を設置し、学校と連携しながら、不登校児等の児童の自立の場を提供します。	教育総務課
居場所環境改善や居場所の確保を必要とする子どもに関する相談体制の整備に努めます。	教育総務課
社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、子どもの居場所づくり、見守り強化及び家庭支援等を行います。	福祉課
新富町図書館で実施する読書活動やファミリー読書を推進し、土日等休日の子どもの居場所づくりを推進します。	教育総務課
サタデーサイエンス、子ども将棋教室といった土曜日事業を継続するなど、土日等休日の子どもの居場所づくりを推進します。	生涯学習課

(4) ひとり親家庭福祉

ひとり親家庭を対象とした「児童扶養手当」や「ひとり親家庭医療費助成」等の支援制度の周知と利用促進を図り、生活の安定と向上に努めます。	福祉課
ひとり親家庭の保護者の経済的自立を支援するため、各種貸付金制度の啓発等を行ない、利用促進を図ります。	福祉課
関係機関・協議会が主催する会議や研修会に参加し、情報の共有及び連携を図ります。	福祉課
関係機関と情報共有を行い、こども家庭総合支援センター「パブリカ」が中心となって、ひとり親家庭を対象とした相談や養育指導を行います。	福祉課
ひとり親家庭の組織活動である「ひまわり会」を通じて、ひとり親同士の相互交流や親睦を図るための支援を行ないます。	福祉課

(5) 子ども家庭支援

要保護児童等について、こども家庭総合支援センター「パブリカ」が、子育て世代包括支援センター「まある」や教育委員会等と連携を図り、情報共有・ケース会議を実施し、子育て世代への支援体制を整えます。	いきいき健康課 福祉課 教育総務課
子ども家庭の、子育てに関する相談や支援について経済面・精神面など、より専門的な相談に対応できるよう、会議・研修等に参加するとともに、事例検討を実施し、支援の強化に取り組みます。	福祉課

VI. 権利擁護

1－権利擁護

《方向性》

認知症等の高齢者や、知的障がいや精神障害がいのある障がい者等を社会全体で支え、個人の財産や日常の生活をおくるうえでの様々な権利を守るため、成年後見人制度の利用促進を図ります。

高齢者・障がい者・子どもなどの虐待やDVの予防、早期発見・早期対応を図るため、広報啓発や関係機関との連携推進等、体制整備を図ります。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを子どもが日常的に行う「ヤングケアラー」について、全国的に取り上げられる問題となっています。子どもが子どもらしく生きる権利や学ぶ権利を守るための取組も行っていきます。

(1) 権利擁護

地域連携ネットワークの中核機関となる「こゆ成年後見支援センター」等の関係機関との連携に努めるとともに、新富町成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、高齢者や障がい者等の人権や権利保護のため、判断能力が十分でない方々の権利等を保護するために成年後見制度の周知・利用促進を行います。	福祉課
子育て世代包括支援センター「まある」と連携し、特定妊婦や支援の必要な家庭のケース会議を月1回開催し、情報共有・相談・支援体制の充実を図ります。	いきいき健康課 福祉課
こゆ成年後見センターと連携し、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実地団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。	福祉課
DV相談の適切な活用を促すため、DVの影響についての啓発・相談・関係機関との円滑な連携を行います。	福祉課
こども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行うため、要保護児童対策地域協議会を開催します。	いきいき健康課 福祉課 教育総務課
ヤングケアラーについて、関係機関と連携し、見守り、面談、家庭訪問等を定期的に行い、相談体制を確保します。	福祉課 教育総務課
18歳未満のヤングケアラーが、自覚のないまま将来のための大切な時間をケアに費やすことのないよう、関係機関が連携して状況の把握と支援を行います。	教育総務課

(2) 虐待防止

虐待防止のため、乳幼児健診等の母子保健活動や地域の保育園や学校、医療機関等と連携し、支援が必要な家庭を早期に発見するとともに、養育支援や指導等、適切な支援につなげていきます。	福祉課 教育総務課
乳幼児健診等を通して、虐待の疑いがある家庭の情報提供を関係機関へ行います。	いきいき健康課

要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制のきめ細かな対応を充実します。	福祉課
虐待を防止するために、状況に応じてケース会議や情報共有を行います。	いきいき健康課
虐待を未然に防止するため、定期的なケース会議を開催して情報を共有し、発生予防・早期発見・早期対応を行います。	福祉課 教育総務課
保育園・幼稚園との情報共有や乳幼児健診等での状況確認を行い、問題を抱える家庭には早期にリスクアセスメントを実施します。	福祉課
関係機関との連携や情報共有のもと、虐待事案の早期発見、初動や支援体制の整備を行うとともに、高齢者虐待防止に関する広報活動や相談窓口の紹介を行っていきます。	福祉課
子どもを取り巻くあらゆる機関が情報共有等を行ないながら連携し、児童虐待防止のための見守りを強化します。	福祉課
広報紙等にて児童虐待に関する相談窓口である、こども家庭総合支援センター「パブリカ」の周知を図ります。	福祉課
児童虐待防止に関する啓発のため、児童虐待防止月間である11月にオレンジリボンの着用及び配付活動、広報誌等へ記事の掲載等にて啓発活動を行います。	福祉課

数値目標

項目	R4目標値	担当課
◆特定健康診査受診率	57.5%	いきいき健康課
◆国保税収納率	96.9%	税務課
◆ジェネリック医薬品普及率	84%	いきいき健康課
◆通いの場実施箇所数	3箇所	福祉課
◆認知症サポーター養成講座開催数	7回	福祉課
◆障がい者福祉サービス相談支援利用者数	42名	福祉課
◆放課後等デイサービス利用者数	46名	福祉課
◆ファミリー・サポート・センター事業利用件数	25件	福祉課
◆特定教育・保育施設充足率	100%	福祉課
◆放課後児童クラブ充足率	100%	福祉課
◆成年後見制度利用支援事業利用件数	20件	福祉課

第3節 教育・文化・人づくり

ビジョン

生涯を通して活躍できるまち

この分野では、子どもから大人まで、生涯を通して活躍できるまちであるために、学習機会の提供、文化振興や伝統芸能の伝承など、人づくりを通して本町が取り組む本年度の施策について記載します。

I. 義務教育

1－義務教育

＜方向性＞

学校教育において、学びの基盤をしっかりと固め、主体的・対話的で深い学びを軸とした新学習指導要領に沿った学校運営を着実に実施し、一人ひとりに応じた最適な学びの機会を提供するとともに、子ども同士あるいは地域の方など多様な人材によって子どもに必要な資質や能力を育成する機会を提供します。あわせて、支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育等、多様なニーズに対応した教育支援体制の充実を図ります。

また、相談体制の充実を図るなど、いじめを防止するための取組を推進します。

(1) 社会の変化に対応した教育の推進

児童生徒の発達段階に応じ、SDGsの17の開発目標の理解が深まる授業を行います。	教育総務課
グローバル化に対応した人材を育成するため、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止していた海外交流事業を再開して行います。	教育総務課
小中学校で、外国語専科教員・外国人指導助手(ALT)・地域人材等を活用し、外国語によるコミュニケーション能力を育成します。	教育総務課
子どもたちの情報活用力向上のため、タブレット端末を活用し、インターネットを利用した授業を行います。また、情報教育の環境整備も行います。	教育総務課
情報リテラシー教育推進のため、ルールブックを作成し、各学校と家庭が連携して情報モラルの徹底を進めます。	教育総務課
教員のICT活用指導力(タブレット端末の活用等)向上研修を行います。あわせて、各学校における情報教育リーダーの育成を行います。	教育総務課
しんとみ学び塾を開催し、世界中から様々なゲストを呼ぶなどこれからの未来を考えたり、再発見を行います。	教育総務課

(2) 教育内容と環境の充実

安全な教育環境を実現し集団感染のリスクを避けるため、マスク・消毒液・体温計等の消耗品を購入し、感染症対策を行います。	教育総務課
富田小学校校舎防音昨日復旧工事を実施するなど、町内小中学校施設の長寿命化を見据えた改修を行います。	教育総務課
多様な学習活動を支援するため、総合的学習補助金を活用し、教材・備品の整備を行います。	教育総務課
校務を支援するシステムの構築・改善及び情報セキュリティ対策を推進することにより、安心して効果的な校務処理を可能にし、教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境づくりを推進します。	教育総務課
学校給食を通じて、地産地消の推進や食品ロス削減の取組を充実させることにより、子どもたちの健やかな成長の促進を図ります。	教育総務課
読書を通じた人づくりを推進するため、ファミリー読書などの小中学校読書推進活動や、学校図書サポーターによる読書サポートを継続して行います。	教育総務課
少人数学習等、児童生徒の学力向上を図るため、各小中学校に学力向上支援員を配置します。	教育総務課
県教育委員会からの指導主事の派遣を通し、教職員の資質向上と学校業務の改善に取り組みます。	教育総務課
町内教職員の意識と指導力の向上を図り、児童生徒への指導を強化するため、各学校の教職員のなかから「学力・授業力向上推進リーダー」の委嘱を行います。	教育総務課
各学校で学校経営案を作成し、児童生徒へ健康安全教育を行います。	教育総務課
部活動の指導にあたり、地域人材を活用した外部指導員の委嘱を行います。	教育総務課

(3) キャリア教育※¹の推進

望ましいキャリアプランニング能力の形成を促進するため、中学生の企業・事業所等への職場体験活動を行います。	教育総務課
社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を育成するため、小中一貫したキャリア教育を行います。	教育総務課
産学官・地域・家庭が連携・協働したキャリア教育を推進し、生涯学習人材バンクや県キャリア教育支援センター等の出前授業等を活用します。	教育総務課
勤労観・職業観等の価値観の形成・確立につながる小中一貫したキャリア教育を行います。	教育総務課

(4) 特別支援教育の充実

支援を必要とする児童の早期発見につなげるため、就学相談会・就学時健診・保護者面談・就学時指導委員会を開催します。	教育総務課
通常の学級で必要な特別支援教育の支援や合理的配慮を行う支援として、特別支援教育支援員の配置を行います。	教育総務課

(5) いじめ防止対策の取組

いじめに対する校内相談体制の充実を図ります。	教育総務課
------------------------	-------

いじめなどの子どものサインを見逃さないようアンケート調査など定期的な実態の把握に努めます。	教育総務課
ネット上のいじめを防止するため、情報モラル教育の充実とルールの徹底を図ります。	教育総務課
町ホームページを活用し、新富町いじめ防止基本方針及び各小中学校いじめ防止基本方針を保護者へ周知します。	教育総務課

Ⅱ. 青少年健全育成

1－青少年健全育成

《方向性》

青少年を取り巻く環境において、青少年が犯罪等に巻き込まれることを防止し、青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が多様な体験活動を経験できる場の提供、有害な情報に関する問題性や注意事項に関する啓発を行い、家庭だけではなく学校や地域などと一体となって青少年を育てる取組を行います

また、教科等の学習指導や総合的な学習の時間において、地域の特性を生かした「ふるさと学習」に取り組み、学校外活動においてボランティア活動への参加を促すなど、地域の課題をよりよく解決する能力を育成するとともに、主体的に社会参画する意識を高め、社会の一員として必要な資質を養います。

(1) 健全育成環境づくり

学校を核とした地域づくりとして、コミュニティスクール導入に向けた地域学校協働活動推進体制の整備を行います。	教育総務課
児童生徒が経済的な理由から教育を受けることが困難とならないよう、就学や進学に関する就学資金を支援します。	教育総務課
家庭教育を推進するため、家庭教育学級委託事業・思春期講座・小学校の授業参観時の託児等を行います。	生涯学習課
児童生徒が地域のことを考え、地域の方々に発表する機会を体験することにより、人と地域とのつながりの大切さを学ぶ機会を創出するため、新型コロナウイルスの感染状況に配慮し、「青少年の声を聴く集い」の年度内開催再開を目指します。	生涯学習課

(2) ふるさと教育と社会参加の推進

地域の特性を生かした「ふるさと学習」を推進するため、教科等の学習指導や総合的な学習の時間において、小学校社会科副読本「わたしたちの新富町」や文化財を活用します。	教育総務課
地域が抱える課題をよりよく解決する資質や能力を育成するため、総合的な学習の時間において、地域の暮らしや伝統文化をテーマとした横断的・探究的な授業を行います。	教育総務課
地域の一員としての自覚や地域の活動へ主体的に参画する意識を高め、社会の一員として必要な資質を養うため、学級活動、児童会・生徒会活動などの「特別活動」の取組を行います。	教育総務課

主権者として社会の中で自立し、他者との連携・協働しながら社会と生き抜く力を育成するため、社会科等の授業で「主権者教育」を行います。	教育総務課
---	-------

Ⅲ. 生涯学習

1－生涯学習

＜方向性＞

学校を卒業しても「学び」に終わりはありません。資格取得や余暇を楽しむためなど、その目的も形態も様々ですが、豊かな人生を送るための生きる力を学ぶうえで生涯学習は、重要な意味を持っています。また、何より学ぶことは人と人とが接することであり、交流し合うことによってお互いの絆を深めます。このため、町民一人ひとりの学ぶ意識を高め、学習意欲に応えられる取組を行います。

(1) 生涯学習環境の整備

総合交流センター「きらり」や公立公民館等における民間営利社会教育事業者の社会教育施設の利用制度を継続します。	生涯学習課
生涯学習講座指導者の育成を図るため、生涯学習講座修了生などの人材バンクへの登録勧誘活動を行います。	生涯学習課
町民生活のデジタル化を推進するため、パソコン講座・タブレット講座を開催します。	生涯学習課

(2) 生涯学習活動の促進

地区の自主的な生涯学習講師謝金の助成を継続します。	生涯学習課
町民の生涯学習の取組を支援するため、公民館備品の貸し出しを行います。	生涯学習課
11講座の生涯学習講座を開講し、合わせて通年教室を開催します。	生涯学習課
生涯学習活動と学校教育との交流を図り、連携・協働を推進するため、子どもの体験学習や図書館利用をした職場体験受け入れ、図書館教育を継続して行います。	教育総務課 生涯学習課

Ⅳ. 文化芸術

1－文化芸術

＜方向性＞

人を育て、人にゆとりや希望を与え、人々の相互理解や交流を進める手段として、総合交流センター「きらり」や文化会館「ルピナスみらい」等の公共施設や新田原古墳群等の文化財を有効活用し、ゆとりを持った生活につなげられるよう、文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

(1) 文化芸術に親しむ機会の充実

新富町総合交流センター「きらり」や文化会館「ルピナスみらい」において生涯学習フェスタを開催し、生涯学習や文化活動の発表の場を創出します。	生涯学習課
総合交流センターでは、図書館資料を町外の方々にも貸出できるよう、蔵書の追加を行います。	生涯学習課
生涯学習センターの機能とともに幅広い交流の拠点となるよう取組を進めます。	生涯学習課
年齢期に応じた本の出会いの場を提供するとともに、全ての町民が読書を身近に感じ親しむことができるよう、読書活動の推進を行います。	生涯学習課
自己の在り方生き方を考えることができる力をはぐくむ教育の充実を図るため、富田中学校、上新田中学校において文化庁の芸術家派遣事業を活用した芸術鑑賞を開催します。	生涯学習課

(2) 文化施設の活用

文化会館において、指定管理者の創意工夫による14の自主文化事業を開催します。	生涯学習課
啓発的な文化芸術事業を開催できるよう、県立芸術劇場のサテライト事業やNHK公開放送への申込を行います。	生涯学習課
文化会館の運営のため、文化サポーターに継続した自主文化事業への協力をお願いするとともに、サポーター募集のための情報の発信も行います。	生涯学習課
利用しやすい環境づくりを行うため、文化会館の経年劣化した部品の取替を行います。あわせて、非常用照明のLED化に向けた調整も行います。	生涯学習課

(3) 文化芸術活動の推進

町民の文化活動発表の場として、文化協会と連携して文化発表会を開催します。	生涯学習課
地域の郷土芸能などの保存・伝承のため、各保存会に対し、古墳祭や子どもフェスティバルへの参加を要請し、披露機会の拡大を創出します。また、助成金事業の情報提供を保存会に行い、用具の充実も進めます。	生涯学習課
新たな文化芸術の創出を行うため、生涯学習フェスタや総合交流センター西回廊での展示受け入れを行います。	生涯学習課

(4) 文化財の保存と活用

史跡整備に向けた基礎資料とするため、新田原56号墳の調査を行います。	生涯学習課
11月11日に、春日地区や新富町商工会と協働で古墳祭を開催します。	生涯学習課
新富町商工会主催の「古墳ウォークラリー」の実施を支援することで、新田原古墳群の活用を行います。	生涯学習課
発掘調査報告書のデータ化を進めます。	生涯学習課
文化庁調査官を招聘し、百足塚古墳出土埴輪の国重要文化財指定に向けた台帳の作成を行います。	生涯学習課
重要文化財資料を展示するため、総合交流センター「きらり」内に設置している展示室の改修について検討を開始します。	生涯学習課

湯之宮座論梅の保護増殖を推進するため、湯之宮座論梅保護対策会議を開催します。	生涯学習課
湯之宮座論梅保護のため、造園業者による薬剤散布、施肥、剪定を行います。	生涯学習課
湯之宮座論梅保護のため、シルバー人材センターに委託を行い、年6回の下草除去や垣根剪定を行います。	生涯学習課
文化財保護意識の啓発を図るため、町内各学校での出前授業を全6回開催します。	生涯学習課
資料館を活用した小中学校の学習や高齢者教室の支援を行います。文化財を活用した観光事業の支援を行います。	生涯学習課
高鍋神楽の国指定に向け、関係自治体や保存会と合同で、調査委員会を開催します。あわせて、調査委員会と連携した、三納代神楽の衣装、用具、楽等の調査も行います。	生涯学習課
小中学校への出前授業や、文化財を活用した事業の実施・支援を行います。	生涯学習課

V. スポーツ

1ースポーツ

《方向性》

町民がスポーツを楽しみ、健康づくりに関する意識を高めるために、運動広場、体育館などのスポーツ環境の整備充実に取り組みます。また、サッカーなどプロスポーツに触れる閑居を整備することにより、町民の関心の深化、知識・技術の向上などスポーツ人口の拡大、スポーツ活動の活性化に取り組みます。加えて、観戦客の拡大等により、地域活性化や観光振興にもつなげる取組に努めます。

(1) 誰でも参加できるスポーツの推進

誰もが安心してスポーツ活動に参加できるよう、デジタル化したスポーツ安全保険の啓発普及を行います。	生涯学習課
地区のレクリエーション等にスポーツ推進委員を派遣します。	生涯学習課
町内の各競技団体と連携し、町との共催にて、ミニバレー、レガッタ、グラウンドゴルフ、ソフトボールなどの大会を開催します。	生涯学習課
スポーツ少年団の指導者を育成するため、講習会などの情報提供を行います。	生涯学習課
ニュースポーツの教室を開催し、町民向けニュースポーツの紹介を推進します。	生涯学習課

(2) スポーツ環境の整備

学校施設の有効活用を図るため、各学校体育館の夜間開放を行います。	生涯学習課
----------------------------------	-------

公共スポーツ施設に予約システムを導入し、施設予約のオンライン化を進めるとともに、使用料金の見直しを行います。	生涯学習課
勤労者体育センター照明をLEDに取り換えるための工事を行います。	生涯学習課
町体育館照明のLED化に向けた設計を行います。	生涯学習課
国民スポーツ大会に向け、三納代コミュニティ広場改修に向けた測量設計を行います。	生涯学習課
国民スポーツ大会に向け、三納代コミュニティ広場改修に伴う用地購入を検討します。	生涯学習課

VI. 協働の推進

1－協働の推進

＜方向性＞

大規模な災害に見舞われた際や、一人ひとりが求めるサービスを実施しようとした場合、スピード感が失われたり、個別のサービスに対応できなかったり、サービスを必要としている時に最適なサービスが受けられずに手遅れになってしまうようなことは避けなければなりません。そのため、行政・民間・各種団体等それぞれの得意分野を生かした役割分担体制を構築し、町民が解決を求める課題を速やかに解決できる人材やシステムの活用を図ります。

(1) ボランティア団体との協働の推進

町とともに、協働のまちづくりを促進する活動を行うボランティア団体を含めたまちづくり団体に対し、まちづくり補助金による財政支援を行います。	総合政策課
自殺対策ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発活動を行います。	いきいき健康課
富田浜清掃を行うボランティア団体へゴミ袋の提供などの支援を行い、地域活動への町民の参加を促進します。	生涯学習課
町内で行われるボランティア活動に関する広報啓発のため、広報誌での特集をはじめ、フェイスブックなどのSNS広報を行います。	総務課
社会福祉協議会が運営するボランティアセンターや有償ボランティア団体等と連携し、高齢者等ができる限り自立した生活を送れるよう支援を行います。	福祉課

(2) 民間との協働の推進

実現可能な地域活性化の取組を推進するため、より具体的な協業を念頭においた事業展開を想定した民間との連携協定を推進します。	総合政策課
企業版ふるさと納税特例期間終了までの3年間を見据え、事業開始している案件やこれから実施しようという案件の効果的な運用を計画的に行うよう関係各課と調整しながら、企業版ふるさと納税を活用した事業の実施を推進します。	総合政策課

VII. 人権と多様性の尊重

1－人権の尊重

《方向性》

町民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合いながら生活できる環境づくりを目指して、人権問題解消に向けた取組を一層進めていきます。

(1) 人権の尊重

人権擁護委員による「人権・なやみごと相談所」を継続して開設するとともに、町内学校の要請に応じ人権啓発活動を行います。	総務課
--	-----

2－多様性の尊重

《方向性》

国籍・性別・障がいの有無等関係なく、一人の人間として、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる環境で、誰もが安心していきいきと暮らせる心豊かなまちづくりを推進します。

(1) 多様性社会の実現

人権が尊重される社会の実現に向け、他自治体との情報交換を進め、さらなる取り組みについて検討を行います。	総務課
パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体と情報交換を行い、利用しやすい環境づくりを進めます。	総務課
障がい者の雇用を推進し、役場でチャレンジ雇用を継続して実施し、公務を通じた社会性の習得を促します。	総務課
男女共同参画の着実な実現に向けて、第3次男女共同参画計画を策定するとともに、男女共同参画推進条例の施行を行います。	総合政策課
さらなる女性の各種審議会等への積極的な登用を進めるよう、女性登用状況等の情報収集に努め、各課に周知を行います。	総務課 総合政策課
男女協働参画週間に、ポスターの掲示等を含めた広報・啓発活動を行います。	総合政策課
母性の保護や女性の心身にわたる健康づくりのため、あかちゃん訪問事業や産後ケア事業を行います。	いきいき健康課 福祉課

3-多文化共生

《方向性》

日本の人口は減少していますが、世界の人口は増加しています。本町においても同様で、町内に居住する外国人は増加傾向にあります。今後、更に町内に居住する外国人の人口は増加すると予想しており、お互いの文化の違いから、地域コミュニティにおけるトラブルも懸念されます。

そのため、国によって文化が違うことを認識し、総合に理解しながら共生するまちづくりに取り組みます。

(1) 多文化共生社会づくりの推進

外国人住民が安心して日常生活をおくり、地域住民と共に円滑に社会生活を営むことができるよう、やさしい日本語による行政情報の提供や、公共施設の案内表示等において多言語での記載やわかりやすい日本語表記を推進するため、関係職員に対し、やさしい日本語に関する講習会を開催します。	総合政策課
外国人住民を対象とした日本語教室を開催します。	総合政策課 産業振興課
新富町ホームページの多言語化や外国人にも分かりやすいまちの表記に関して調査・研究を行います。	総務課
総務省が策定する「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、やさしい日本語による行政・生活情報の提供方法や 外国人に関する防災対策の推進等における調査研究を進めます。	総務課 総合政策課
多文化共生の意識を醸成するため、職員への研修の場の提供や広報を活用した異文化の紹介、外国語を学ぶ生涯学習講座の開催等に取り組みます。	総務課 総合政策課 生涯学習課
やさしい日本語をとりいれた外国人住民向けのくらしの便利帳を作成します。	総合政策課
籍等の異なる人が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として人と人のつながりを作る機会として、外国人成人者の成人式への参加を促します。	生涯学習課

(2) 国際交流の推進

児童生徒の海外交流事業を通して、国際化に対応できる人材育成を行います。	教育総務課
外国人指導助手(ALT)等を活用し、外国の文化や生活習慣等の正しい理解を深める教育を行います。	教育総務課

数値目標

項目	R4目標値	担当課
◆部活外部指導員数	8名	教育総務課
◆キャリア教育実施回数	5回	教育総務課
◆LD・ADHD通級教室数	3教室	教育総務課
◆生涯学習講座参加者数	140名	生涯学習課
◆新富町図書館蔵書冊数	86,000冊	生涯学習課
◆文化会館利用者数	30,000名	生涯学習課
◆スポーツ教室参加	40名	生涯学習課
◆連携協定締結件数	10件	総合政策課
◆審議会等の女性の登用率	25.2%	総合政策課
◆外国人住民向け広報回数	1回	総合政策課

第4節 産業・経済

ビジョン

仕事があり、人が集まる、魅力あふれるまち

この分野では、本町の産業や観光資源を活かした、仕事があり、人が集まる、魅力あふれるまちづくりを通して本町が取り組む本年度の施策について記載します。

I. 農林水産業

1－農林水産業

＜方向性＞

本町は県内でも有数の農業地域であり、町にとって農林水産業は重要な産業です。

近年、後継者不足により、事業従事者の高齢化が課題となっており、農林水産業を営む個数は減少傾向にあります。町内生産額における農林水産業の占める割合は、増加傾向にあり更なる発展が見込まれる産業でもあります。

今後、経営規模の拡大や農業にチャレンジする人が自立するまでの支援、新たな栽培・飼育方法にチャレンジしやすい環境の整備等、本町が農林水産業を営む人や営みたい人にとって魅力あるまちとなる取組を進めます。

(1) 農林水産経営の充実

農家の経営安定を促すため、小麦などの戦略作物の栽培を行う農家に対し、財政的支援を行います。(経営所得安定対策等推進事業費補助金、新富町農業再生協議会補助金、水田等有効活用促進事業補助金)	産業振興課
収入保険の加入を促すことにより、農家の経営安定を図るため、農業経営収入保険加入支援事業補助金として、1農家あたり5万円を上限に(保険料の1/2)財政支援を行います。	産業振興課
新しい農作物の調査研究を行うとともに、他産業法人による農業参入の呼び込みを行います。	産業振興課
地域農業の振興に資することを目的として、三納代北地区における農業生産振興施設実験ハウスの新設工事を行います。	産業振興課
農作業の省力化を図るため、企業等と連携して、ドローンや自動収穫期などのスマート農業を促進します。	産業振興課
有機栽培に取り組む活動組織に対し、財政支援を行います。(環境保全型農業直接支払交付金事業補助金)	産業振興課
関連法令等を活用しながら農地利用の最適化を図り、担い手への集積化を促進します。	農業委員会
農地パトロール等を8月に実施し、関係機関と連携しながら遊休農地の解消に取り組みます。	農業委員会

森林環境譲与税に合わせ、森林所有者の意向調査を行うとともに、適正な森林管理を行います。	産業振興課
水産業経営のため、漁船損害保険の一部助成を行います。(漁船災害防除費補助金)	産業振興課
水産資源の保全のため、内水面漁業組合に対し稚魚放流等にかかる財政支援を行います。(内水面稚魚放流等補助金)	産業振興課
宮崎県に対し、港湾整備にかかる負担金を支出します。	産業振興課
水産資源保全のため、河川の濁水防止対策を行います。	産業振興課

(2) 新規就農者及び農業後継者の支援

本町での就農希望者に対し、新富アグリカレッジ・農業実践塾・トレーニングハウスなどで、就農に必要な基礎知識、栽培技術の習得及び安定的な農業経営ができるよう、一般財団法人ニューアグリベースと連携し、支援を行います。	産業振興課
就農希望者の本町の受入態勢をPRし、新規就農者の確保を図るため、宮崎県と連携し、マイナビが主催する「就農フェスタ及び農業ウィーク6次化」イベントに参加します。	産業振興課
農業後継者に対し就農支援交付金等の活用を推進し、農業経営が維持できるよう財政支援を行います。(農業次世代人材投資事業補助金・新富町就農支援交付金・産地生産基盤パワーアップ事業補助金・園芸産地における事業継続強化対策事業補助金・新富町施設園芸生産基盤支援事業補助金)	産業振興課
担い手不足を解消するため、将来の地域農業の担い手の積極的な後押しにより、法人化を促し、持続可能な農業経営を支援します。	産業振興課
若年層の農業者就労定着や老後生活安定・福祉向上のため、掛金の一部助成を行い、農業者年金の加入促進を進めます。	農業委員会

(3) 農産物加工・流通対策の充実

学校給食及び加工品開発に伴う取組に対し、新富町産米粉の提供を行います。	産業振興課
農の拠点を作る取組として、三納代地区に販売施設等を建設するための実施計画を行います。	産業振興課
地域の農作物を活用した加工施設建設のため、三納代北地区の整備を行います。	産業振興課
町外からの外資獲得を目指し、地域経済の拠点となる直売所施設にてECサイトやふるさと納税を活用した取組に向け、直売所の実施計画を行います。	産業振興課
一般財団法人こゆ地域づくり推進機構(以下、「こゆ財団」と連携し地域経済の創出を進めるため、人材育成や販売施設等を拠点とした特産品の販売を行います。	産業振興課
米粉・小麦・野菜を学校給食や商店に活用し、地産地消の取組を通じて、農業者と町内外の消費者を結びつける取組を推進します。	産業振興課

(4) 農業生産基盤の整備

大和地区県営土地改良事業負担金を支出し、大和池下、山田及び芝原・宮ヶ平南換地区の面的整備並びに農業用水パイプライン工事を進めます。	農地管理課
新田西地区県営土地改良事業負担金を支出し、ほ場整備区域の外郭測量を進めるとともに、土地利用の最終意向調査を行います。	農地管理課
大和ため池外7か所の劣化状況評価を行います。	農地管理課
用排水路の土砂堆積状況を確認し、計画的に土砂の撤去を行います。	農地管理課
多面的機能支払交付金事業補助金を交付することによって、農用地等の地域資源の保管理を行う地域組織の共同作業等に対し支援を行います。	農地管理課
大和地区ほ場整備事業に関連し、近隣の農道舗装(延長1,200m)を行います。	農地管理課
未舗装農道の解消のため、地域からの要請により未舗装農道の整備を支援します。	農地管理課
人農地プランと農地中間管理機構を一体的に活用し、耕作放棄地の解消や農地の集約化を行います。	農地管理課
国営一ツ瀬川土地改良事業で造成された農業水利施設の維持管理を支援するとともに、老朽化が著しい施設の改修等を行う更新事業にむけた受益者の同意取得事務を進めます。	農地管理課
将来の農業経営の安定を図るため、大和地区と新田西地区のほ場整備区域で高収益作物の積極的な作付けの実証を行います。	産業振興課
防潮林の保全に努め、農地の潮害防止対策として、松くい虫防除樹幹注入及び松くい虫防除を行います。	産業振興課

(5) 畜産の振興

畜舎や堆肥舎の整備や生産者の家畜導入に対し、財政支援を行います。(新富町酪農・肉用牛生産基盤強化促進事業補助金、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金)	産業振興課
高齢化による離農者の増加が見込まれることから、飼養頭羽数の減少対策として若手農家の規模拡大を支援します。	産業振興課
宮崎県などの関係機関と連携し、自衛防疫推進協議会を中心とした、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの伝染病を発生させないための防疫の強化を進めます。	産業振興課
町営牧場を放牧場として整備する為の計画策定を行います。	産業振興課
児湯農林振興局、普及センター、JAを中心とした関係機関と連携して、就農希望者の研修体制の強化を行います。	産業振興課

(6) 環境に配慮した農業の推進

環境に配慮した持続的な畜産の発展を推進するため、家畜排せつ物や排水の適正処理が行われているか巡回指導を行います。	産業振興課 都市建設課
耕畜連携による資源循環の取組を推進するため、飼料生産に地域で生産される堆肥の活用を行います。	産業振興課
未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業補助金を活用し、新富町畜産バイオマス利活用促進協議会を設置し、消化液の活用について実証を行います。	産業振興課 都市建設課

カーボンニュートラルの実現に向け、畜産における脱炭素への取組について調査、研究を行います。	産業振興課 都市建設課
低化学肥料・科学合成農薬の使用を低減する有機栽培、生分解マルチを利用した廃プラ削減、ハウス重油削減等の取組など環境に優しい農業に取り組む農業者に対し、支援を行います。	産業振興課
農業の環境負荷に対応した土壌改良を行います。	産業振興課

Ⅱ. 商工業

1－商工業

《方向性》

商工業の発展は、本町の地域活性化につながり、人が集まる環境を創出するうえで、必要不可欠です。そのため、商工業者に対し様々な支援体制を構築していくとともに、町内外の人で賑わうまちとなるための取組を進めます。

(1) 商店街の活性化

町内外から集客し、商店街活性化を図るため、ギャラリーしんとみにおいて多様な展示会を開催します。	産業振興課
毎月第3日曜日に一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が主催する「こゆ朝市」等を通して商店街のにぎわいを創出します。	産業振興課
新富町商業協同組合に対し、国や県等の商店街活性化につながる支援策を随時案内します。	産業振興課

(2) 商工業経営の改善

商工業研修センターの利用促進を図り、商工会をはじめとする町内商工団体や事業所等が行う研修会等を通じた産業人材の育成を支援します。	産業振興課
町融資制度を運用し、町内事業所の運転資金の確保及び積極的な設備投資を支援します。	産業振興課
新富町商工業振興補助金を有効的に活用し、意欲ある事業者の売上向上等に資する取り組みを支援します。	産業振興課
企業訪問等により事業者の現状を把握し、国、県や関係支援団体等が行う支援策を随時案内するとともに、関係機関とのマッチングを行います。	産業振興課
地場産業を担う町内事業者や6次産業化に取り組む事業者等に対し、関係団体と連携しながら国・県・町の支援策等を適宜案内し、地場産業等の育成及び支援を行います。	産業振興課
域内消費活性化を図るため、「しんとみ生活充実アプリS!あぶ」を活用したクーポン発行及び各種スタンプラリーを行います。	産業振興課
町内事業者のメールアドレスを収集し、国、県や関係支援団体等の補助金や人材確保に関する支援策等をきめ細やかに提供します。	産業振興課
新富町商工業振興補助金を活用し、町内事業者の販路拡大等生産性向上につながる取り組みを支援します。	産業振興課

商工会と連携し、町内事業所の動向の把握に努め、それぞれに必要な国や県の支援策等を随時案内します。	産業振興課
--	-------

(3) 創業及び事業承継の促進

起業促進を図るため、商工会と連携した創業塾を開催するとともに、創業支援補助金による助成を行います。	産業振興課
町外から移住し町内で創業又は第二創業を行った事業者に対して、創業支援補助金の加算を行います。	産業振興課
起業家の育成を図るため、商工会と連携し、創業希望者の相談状況に応じて創業塾を開催するとともに、段階に応じた支援及び創業支援補助金による助成を行います。	産業振興課
商工会と連携し、現在チャレンジショップを利用している創業希望者の独立に向けた支援を行うとともに、新たな創業希望者の掘り起こしを行います。	産業振興課
商工会と連携し、町内事業者の事業承継に関する情報を収集し、必要に応じて支援機関への案内を行います。	産業振興課
商工会と連携し、事業承継支援団体の各種情報を随時ホームページやメールで案内します。	産業振興課

2-企業誘致

《方向性》

本町の商工業者の支援を行うとともに、本町商工業の更なる発展と働く場の創出に関する取組を加速させるため、新たな企業の誘致に取り組みます。

(1) 企業誘致の推進

移転や増設を希望する企業に対し、関係各課と協力し、ニーズにあった情報の提供を行います。	総合政策課 産業振興課
西都児湯企業立地推進協議会と連携し、企業の参入情報を収集するとともに、一般財団法人こゆ地域づくり推進機構と連携して企業との接触機会を創出します。	総合政策課
時代に沿った運用ができるよう、随時、新富町企業立地促進条例の見直しを行いながら、企業の誘致を推進します。	総合政策課
企業訪問等により町内企業の現状把握に努め、必要に応じて支援策等の案内を行います。	産業振興課
企業が活用できそうな土地周辺の環境整備も必要に応じて行えるよう、関係各課と連携した企業誘致を進めます。	総合政策課

Ⅲ. 雇用

1－雇用

＜方向性＞

町内の雇用主が人を雇いやすい環境づくり等を支援するとともに、雇われる人も自分が求める働き方ができ、生き生きと働き続けられる環境整備を推進します。

(1) 雇用の促進

金融機関と連携しながら町や県の融資制度を周知し、町内事業者の設備投資等を支援します。	産業振興課
従業員を新たに中小企業退職金共済制度に加入させた事業所に対し掛金の一部を助成することにより、事業所の福利厚生の実施を図るとともに、人材の定着及び安定確保を支援します。	産業振興課
県等が実施する就職説明会等への参加案内に関する情報を町ホームページやメールにて随時案内します。	産業振興課
登録促進を図るため、町内事業者に対し、宮崎県が運用する求人サイト「ふるさと宮崎人材バンク」をメール等で案内します。	産業振興課

(2) 多様な就業ニーズに応じた就業支援

近隣で実施される公的職業訓練をホームページ等で積極的に案内します。	産業振興課
ハローワーク高鍋の求人情報を定期的に町のホームページに掲載します。	産業振興課

Ⅳ. 観光

1－観光

＜方向性＞

町外者に向けての観光PRを推進するとともに、観光資源の更なる充実を図ります。あわせて、スポーツに関連した来町者を観光地や飲食店等へ誘導する取組を進めます。

(1) 観光資源の整備・充実

令和4年度中に屋外運動場を完成させるとともに、産業振興課が計画する農産物直売所や生涯学習課が計画する三納代コミュニティ広場改修と連携し、エリア全体の活用が図れるよう調整を行います。	総合政策課
こゆ地域づくり推進機構と連携し、インバウンドを含めた観光客受け入れに向けた体験観光の課題の洗い出しを行います。	産業振興課

令和3年度に一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が整備した「新富町宿泊交流施設」の運用を支援し、地域おこし協力隊などがすすめる合宿誘致などにつながる運用を推進します。	総合政策課
こゆ地域づくり推進機構等と連携し、新田原古墳群周辺のソバ畑を活用したイベントを開催します。	産業振興課

(2) スポーツによる集客の推進

フットボールセンター供用開始に向け、県サッカー協会や各種団体と連携し、「サッカーエリア」における各種大会や、町内での合宿等への誘致につながる準備を行います。	総合政策課
県内外からの集客を図るため、商工会と連携して、テゲバジャーロ宮崎のホーム戦での町内事業者の出店を支援します。	産業振興課
試合観戦の機運を高めるため、商工会や各種団体と連携し、テゲバジャーロ宮崎のホーム戦に合わせて町内各所にテゲバジャーロ宮崎ののぼり旗を設置します。	産業振興課

(3) 観光PRの推進

本町の観光情報を広く発信するため、県内の道の駅等に観光パンフレットを設置します。	産業振興課
ファン層拡大を図るため、町内の観光スポット等の周遊を目的に「しんとみ生活充実アプリS!あぷ」を活用したスタンプラリーを開催し、町内観光地等の新たな発見や魅力の再認識を促します。	産業振興課
九州Jリーグホームタウン連携会議に参画し、町PRを積極的に行うとともに、ホーム戦でのスタジアム集客を支援し、町を訪ねる交流人口を拡大させ、経済効果につながる取り組みを行います。	総合政策課
域内の周遊を図るため、さいとこゆ観光ネットワークを活用して、西都児湯地域の観光資源の情報発信を行います。	産業振興課
町内外からの集客を図るため、湖水ヶ池のハス及び座論梅の開花状況をホームページ等で随時発信します。	産業振興課

数値目標

項目	R4目標値	担当課
◆認定農業者数	387名	産業振興課
◆町外からの農業参入法人数(累計)	4法人	産業振興課
◆新規就農者数(55歳以下)	9名	産業振興課
◆農産園芸に関するスマート農業活用件数	3件	産業振興課
◆新規畜舎建設数	2棟	産業振興課
◆バイオガス施設数	1箇所	産業振興課
◆ギャラリーしんとみ来客者数	5,000名	産業振興課
◆商工業振興補助金交付件数	15件	産業振興課
◆創業支援事業補助件数	4件	産業振興課
◆誘致企業等認定企業数	1社	産業振興課
◆町内雇用者数	6,550名	産業振興課
◆サッカースタジアム集客人数	35,000名	総合政策課

第5節 地方創生

新しい価値を生み出し、活性化するまち

この分野では、地方創生の取組を推進し、新しい価値を生み出し、活性化するまちづくりを通して本町が取り組む本年度の施策について記載します。

I. まちづくり

1- 移住・定住

《方向性》

町外者に向けての観光PRを推進するとともに、観光資源の更なる充実を図ります。あわせて、スポーツに関連した来町者を観光地や飲食店等へ誘導する取組を進めます。

(1) 移住・定住の促進

住み続けたい、住んでみたいと思われるよう、各分野での総合的な施策を図ることにより移住・定住を促進します。	総合政策課
移住希望者が、必要なときに必要な情報を入手できるよう、移住の検討に必要な広報手段確立に向けた検討を行います。	総合政策課
ワンストップで移住希望者の相談に対応できるよう、スムーズに必要な情報の収集を行います。	総合政策課
今後の様々な分野での担い手となる人材の定住促進を図るため、地域おこし協力隊のコーディネート委託事業者と連携をはかり、試験的な取り組みにチャレンジしようとする地域おこし協力隊を支援します。	総合政策課

(2) 空き家対策

積極的な広報を強化し、空き家管理者への空き家バンクへの登録を勧め、利用者のニーズにあわせられるよう利用者からのより具体的な聞き取りを行います。	総合政策課
空き家バンクに登録された物件を利用希望者に情報が届くよう、町ホームページでの発信や、宮崎県移住支援センター等と連携した情報発信を行います。	総合政策課
遊休地の利活用推進のため、空き家の取り壊し支援や、空き地対策などについて関係各課と協力して対応策を検討します。	総合政策課

2-関係人口・交流人口の拡大

＜方向性＞

本町にルーツや勤務経験等のある方々と長期的な交流を図ることや、町外在住者ととともに地域課題の掘り下げを行う事業などにより、町の魅力を再発見するなど、関係人口拡大に繋がる取組を行います。また、滞在型観光が可能な施設整備や、芸術文化などを組み合わせた取組等を行うことで、来町しやすい環境をつくり、交流人口拡大を図ります。

(1) 関係人口の拡大

新富町への移住に興味を持ち、地域おこし協力隊への応募を検討する方を対象に、新富町の魅力や新富町地域おこし協力隊の活動を、直接、新富町に来て体感してもらうことで地域おこし協力隊の採用に繋げるとともに、地域おこし協力隊への応募につながらなかった人と関係人口拡大に繋げられるよう地域おこし協力隊インターン制度の導入を行います。	総合政策課
令和3年度に一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が整備した新富町宿泊交流施設(旧富田小学校追分分校)において、関係人口拡大につながるよう、その運用を支援します。	総合政策課
町に関係する方との交流機会を重視し、トップセールスによる企業誘致や町との協業につながるよう、接触機会を創出します。	総合政策課
ふるさと納税の寄付にあわせ、町の情報を知ったり、足を運んでみようと思ったりできるよう、PRサイトや返礼品同封パンフなどを工夫します。	総合政策課

(2) 交流人口の拡大

令和3年度に一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が構築した体験型観光パッケージを修学旅行や企業研修、外国人観光など、広い分野で活用できるよう支援します。	総合政策課
令和3年度に一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が整備した「新富町宿泊交流施設」の運用を支援し、サッカーを中心とした大会や合宿誘致のほか、ワーケーション活用などを促します。	総合政策課
フットボールセンター供用開始に向け、県サッカー協会や各種団体と連携し、「サッカーエリア」における各種大会や町内での合宿等を誘致し、町を訪ねる交流人口を拡大させる準備を行います。	総合政策課
令和4年度から地域活性化起業人制度を活用し、一般財団法人こゆ地域づくり推進機構とともに、食や観光に関する町の情報発信に取り組みます。	総合政策課 産業振興課
こゆ地域づくり推進機構と連携し、体験、交流及び学びを軸とした体験交流型観光プログラムを作成します。	産業振興課

Ⅱ. ひとづくり

1－地域コミュニティ活性化

《方向性》

住民同士が助け合うことができる環境づくりを推進するため、自主的な地域コミュニティによる取組を支援し、コミュニティの継続と活性化に取り組みます。

(1) 地域コミュニティ活性化

転入者に対する自治会加入の魅力を発信するため、地区加入パンフレットの刷新を行います。	総務課
LINE公式アカウントや防災ラジオ等多様な方法を活用し、自治会加入の広報を行います。	総務課
地区加入要件の平準化に向けたアンケート調査を行います。	総務課
地区間交流に向けたアンケート調査を行います。	総務課
出身地区や在住地区の職員を配置し、文書配布だけにとどまることなく地区との連絡調整に努めます。	総務課
まちづくり補助金のスタート事業枠・ステップアップ事業枠における支援を通し、自発的に地域を活性化する取組を行うための団体設立や検討を行う団体を支援します。	総合政策課
新たに補助金枠を創設し、自発的に地域を活性化する取組を継続して行うまちづくり団体の活動やイベントの開催を支援します。	総合政策課
自治公民館運営補助金による、自治公民館の円滑な活動を支援します。	基地対策課

Ⅲ. しごとづくり

1－魅力ある働く場の創出

《方向性》

町外に出た子や孫たちをはじめ、町外に住む人が「新富町に住んだら充実した生活がおくれる」と思える環境をつくるとともに、稼げる事業展開の創出や最新技術の導入促進等で仕事に対しわくわくできるような環境づくりに取り組みます。

(1) 成長産業育成の支援

商工業振興補助金を活用し、町内事業所が取り組む新商品開発を支援します。	産業振興課
成長が期待される産業分野に取り組む事業所を支援します。	総合政策課 産業振興課

(2) 新技術・デジタル技術の導入の促進

AI・ICT等の先端技術を組み入れた農業機械等の導入に関する情報提供や補助金申請のための支援を積極的に行います。	産業振興課
町内事業所が、一定の生産性向上が見込める先端設備等導入計画を策定した場合、町が計画を認定するとともに、取得した償却資産について、3年間課税を免除します。	産業振興課
地域活性化起業人制度等を活用して行政サービスのデジタル化と食と観光に関する取り組みを開始し、ECサイトの活用促進や既存事業の見直しを含めた新規事業の構築について調査研究を行います。	総合政策課 産業振興課

数値目標

項目	R4目標値	担当課
◆移住希望者相談件数	10件	総合政策課
◆在籍地域おこし協力隊員数(R2以降累計)	34名	総合政策課
◆空き家バンク制度マッチング件数	5件	総合政策課
◆地域おこしインターン制度利用者数	5名	総合政策課
◆滞在人口率(休日・14時)	0.93%	総合政策課
◆自治会加入率	74.0%	総務課

第6節 ビジョンを実行するための行政の取組

I. 行財政運営

1－行政運営

＜方向性＞

ビジョンを着実に実行していくため、毎年度の実施計画とその検証を実施し、長期総合計画の実行性を確保し、町民への説明責任を果たしていきます。

限りある人材・町有財産を有効に活用し、時代やニーズに合った行政運営を常に模索しながらビジョン実現に向けた取組を行っていきます。

経営感覚をもった行政運営を行い、顧客である町民の満足度向上につながる取組を行っていきます。

多種多様な手段を活用し、町民にとって必要な行政とのやりとりや情報収集が負担なく行える環境を構築するとともに、町が知ってほしい情報が広く多くの人に伝わる環境の構築を行うことで、町民と行政が常に情報共有できる取組を推進します。

(1) 長期総合計画の実効性の確保

基本構想から基本計画に基づく施策について、毎年度の実施計画を本計画書でうたい公表するとともに、翌年度には、前年度の検証を行い公表します。	総合政策課
限られた人材を最大限に生かすため、職員の自己研鑽の機会の創出と組織活性化に向けた取組を進めます。	総務課
限られた人的資源を生かすため、長期総合計画の目指すべきまちの姿の実現に向けた取組を推進します。	総合政策課

(2) 行政運営の効率化

新規事業については、投資効果・緊急性などの評価を総合的に検討した上で、社会情勢の変化などから真に必要と判断される施策について積極的に取り組みます。	財政課
本格的な地方分権時代を迎えている中で、大きく変化する社会情勢に対応していくために効率的な行政改革を進めます。	総務課
業務処理状況を可視化し、業務量に応じた職員配置に取り組みます。	総務課
庁舎内の業務内容を可視化し、縦割り行政からの脱却を図るため、組織力向上につながる職場間の連携を推進します。	総務課
行政サービスのスリム化に努めるため、民間委託等を活用した事務の集約を推進します。	総務課
増大する町民ニーズに応えるため、社会情勢に応じた行政機構の見直しの必要性について適宜検討を進めます。	総務課

町民サービス向上のため、外出先でも電話対応可能なクラウド型電話の試行を行います。	総務課
--	-----

(3) 行政のデジタル化推進

高齢者のスマホ教室を開催し、高齢者のデジタルの活用を推進します。	総務課
現行システムと標準仕様との機能の比較分析(Fit&Gap分析)整理を行い、標準準拠システムにあわせた業務フローを作成します。今年度は税、介護、障害福祉を対象に取り組みます。	総務課
RPAやEXCEL等の操作習得のため研修会を開催し、職員の人材育成に取り組みます。	総務課
書面・押印・対面による行政手続方法の見直しに伴う例規整備を行います。	総務課
26業務(子育て関係15業務、介護関係11業務)について、オンライン化を行います。	総務課
AI議事録を導入し、議事録作成業務に係る時間・労務の削減を推進します。	総務課
在宅勤務実施要領の改正を行い、場所を問わない柔軟な働き方を検討します。	総務課

(4) 開かれた行政の推進

町広報誌に加え、防災ラジオ、デジタルサイネージを充実させ自然に情報が入るように取り組みます。	総務課
Sあぷ！やLINE、フェイスブックを活用し、幅広い世代に対応した情報を提供します。	総務課
誰にでも優しい行政サービスについて調査・研究を行います。	総務課
他の自治体の取組を参考に、行政保有データのオープン化を行います。	総務課
人材育成基本方針に従い、町民福祉のさらなる向上を目指すため、時代の変化に対応し得る人材の育成を行います。	総務課
業務遂行する上で職員同士のコミュニケーションを図ることは不可欠であり、健康でより豊かな生活ができるように仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれる環境整備に取り組みます。	総務課
町民が参加できる議会を目指し、町民の声を広聴できるよう議会報告会や議員と語ろう会などの取り組みについて補助・支援を行います。	議会事務局
議会に対するアンケート等により町民の意見を取り入れながら、読みやすくわかりやすい議会広報誌の作成に取り組みます。	議会事務局
ホームページ等にて、委員会活動や議会運営状況等の情報発信を行い、新富町議会の「見える化」を推進します。	議会事務局
町ホームページにて決算監査結果を公表し、開かれた行政づくりに取り組みます。	議会事務局
ICTを活用した議会運営の効率化や合理化を進め、町民にわかりやすい環境づくりに努めます。	議会事務局

(5) 広域的な行政連携

共に広域的な行政連携を行っている構成市町村との連携の強化に努めます。	総務課 総合政策課
------------------------------------	--------------

《現在行っている広域的な行政連携》

区分	名称
共同設置	西都児湯情報公開、個人情報保護審査会、西都児湯行政不服審査委員会、西都児湯公平委員会、西都児湯固定資産評価審査委員会、西都児湯いじめ問題調査委員会、西都児湯いじめ問題対策専門家委員会、西都児湯障害認定審査会、高鍋・新富・木城介護認定審査会、(児湯5町)在宅医療・介護連携推進事業、こゆ成年後見支援センター、西都児湯消費生活相談センター
一部事務組合	東児湯消防組合、西都児湯環境整備事務組合
広域連合	宮崎県後期高齢者医療広域連合

(6) 公共施設の適正管理

公共施設の適正管理に努めるため、新富町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の複合化・集約化を検討するとともに、廃止・除却も含めた公共施設の方向性について検討を進めます。	財政課
維持管理の削減に努めるため、既存施設の計画的かつ予防的な修繕対策の実施と転換を行います。	財政課
新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設の機能を向上させながら維持管理コスト等の縮減を図るため、新規の公共施設建設については、PPP/PFIや指定管理制度など、民間の資金や活力、外郭団体の機能などを活用します。	総合政策課

2-財政運営

《方向性》

ビジョンを実行していくため、積極的に財源の確保を図るとともに、健全な財政運営を行っていきます。

(1) 安定的な財政運営

新富町補助金の適正化に関するガイドラインを基に、補助金の適正化を推進します。	財政課
行政コストの縮減を図るため、民間活力の活用を推進します。	財政課
活用の見込みのない遊休財産を売却し、歳入の確保と管理費の縮減に取り組めます。	財政課
短期的な費用対効果を求めるばかりではなく、長期的な視点も組み合わせ各種事業へ投資を行います。	財政課
各課の実施計画(検証)等による事業評価を基に、無駄のない財政運営を行います。	財政課
わかりやすい財政情報の公開を実施し、透明性の高い財政運営を行います。	財政課

(2) 財源の確保

口座振替の推進を図るため、町税等のWeb口座振替システムを導入します。	税務課 会計課
Web支援システムによる口座振替等を推進することで住民の利便性の向上を図り、円滑な収納事務に取り組みます。	税務課 会計課
町財務活動管理方針に基づいた資金管理を行うため、資金管理会議を開催し、年次方針を定めます。	会計課
定期預金及び債権等の効果的な運用に努めるため、金融市場の動向に注視して運用を行います。	会計課
受益者負担の適正化を図るため、各種使用料や手数料において適時適切な見直しの検討を行います。	財政課 関係各課
各種補助制度などの積極的活用を推進します。	財政課
世代間の公平性に配慮し、地方債の活用に取り組みます。	財政課